

副本

令和6年(ネ)第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人(一審被告) 東京都

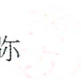
被控訴人(一審原告) 大川原化工機株式会社 外5名

控訴理由書

令和6年2月29日

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

控訴人東京都指定代理人 大塚 啓 

同 河方 伸 

同 寺本 孝 

同 布川 尚 

目 次

第1	はじめに	4
第2	事案の概要及び一審被告都敗訴部分に関する原判決の判示	6
1	事案の概要	6
2	一審被告都敗訴部分に関する原判決の判示	6
第3	控訴理由の要旨	9
1	本件各事件に係る逮捕の違法性の判断に関する原判決の誤り（後記第4）	9
2	本件任意取調べに関する原判決の誤り（後記第5）	11
3	本件弁解録取に関する原判決の誤り（後記第6）	12
第4	本件各事件に係る逮捕の違法性の判断に関する原判決の誤り	13
1	国賠法1条1項の解釈適用の誤り	14
2	本件各事件の捜査段階で、最低温箇所として「測定口」を明確に特定する者はいなかったこと	16
3	亡相嶋や一審原告会社の従業員らの供述が本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせるものであることが明らかであるなどとする原判決の判断が誤っていること	19
4	再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことが容易に明らかにできたとはいえないこと	33
第5	本件任意取調べに関する原判決の誤り	39
1	警部補が本件要件ハの誤った解釈を教示したとの原判決の判断が経験則・論理則に反する不合理な判断であり、一審原告島田は本件要件ハの「殺菌」の解釈を正しく認識していたこと	40
2	取調べメモや供述調書に警部補が「殺菌」の解釈を説明したことが記載されていなかったとしても何ら不自然ではないこと	54
3	警部補が「殺菌」の解釈をあえて誤解させたと認定する上で警部補	

の証言を根拠とした原判決の判断が誤っていること	55
第6 本件弁解録取に関する原判決の誤り	56
1 本件弁解録取時の状況について、原判決には明白な事実誤認があること	57
2 ■■■警部補の証言する内容に特段不自然な状況は認められないこと	62
3 ■■■警部補が欺罔を用いた事実がないことは、被疑者弁解録取状況報告書の 内容等からも明らかであること	68
第7 一審原告島田の主張は信用性に疑わしい点が随所に認められること	70
第8 おわりに	70

控訴人（一審被告都）は、以下のとおり、控訴の理由を明らかにする。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、原則として原判決の例により、原判決に定義のないものについては、原審における一審被告都の例による（本控訴理由書末尾に「略語表」を添付する。）。また、口頭弁論調書添付の速記録を引用する場合は、証人（供述人）名及びページ数を括弧内に記載する。

第1 はじめに

先進国においては、保有する高度な貨物や技術が大量破壊兵器の開発等を行っているような国やテロリストに渡った場合、国際的な脅威となることから、これを未然に防ぐ目的で国際的に輸出管理を推進しているところ、その一環として、平成25年、我が国においても、生物兵器転用可能な「噴霧乾燥器」が輸出規制の対象となった。

こうした背景の下、警視庁公安部（外事一課）は、生物兵器に転用可能なものとして輸出規制の対象となっている噴霧乾燥器がテロリスト等に渡った場合、多くの人命が脅威にさらされることから、当該噴霧乾燥器を不正輸出している疑いがあるとの情報があった一審原告会社を対象とする捜査に着手し、安全保障貿易管理を所管する経産省に關係法令の解釈等を確認しながら捜査を進め、約3年にわたる捜査の結果、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名が、外為法に違反し、輸出規制要件に該当する噴霧乾燥器を経済産業大臣の許可を得ずに中華人民共和国及び大韓民国に輸出したことを疑うにつき相当な理由があるものと認め、同人らを通常逮捕したものである。

当該逮捕に係る事件については、公訴提起後、本件各事件の公訴事実記載の噴霧乾燥器について、「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち省令で定める仕様の噴霧乾燥器」に該当することの立証が困難と判断されたことを理由として公訴取消しの申立てがされ（甲108）、終結したものである。警視庁においては、捜査した事件が

公訴取消しとなったこと自体については、真摯に受け止めているが、外事一課が、捜査当時に収集した証拠資料、専門家等からの聞き取り及び実験結果等に基づき本件各噴霧乾燥器が規制要件を満たしていると判断したことは、国賠法上違法とは認められない。結果として、本件各噴霧乾燥器には捜査段階では特定されていなかった「測定口」という低温箇所が別に存在していたことが判明したものであるが、当時収集されていた証拠資料等に照らせば、外事一課において、最低温箇所として特定した箇所以外の具体的な箇所を認識することは困難であったし、仮に、原判決のいうように、別の最低温箇所を認識したとしても、そのことから直ちに、規制要件に該当しないことが判明するものでもない。

また、捜査の過程において、被疑者の取調べを行った外事一課員が、一審原告らが主張するような、不当な誘導や詐術を用いた違法な取調べないし弁解録取手続を行った事実は存在しない。

しかるに、原判決は、一審原告らの主張を一部採用し、亡相嶋を含む一審原告会社社員からの聴取結果に基づき再度の温度測定を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の測定口の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできたとした上、通常要求される捜査を遂行すれば、本件各噴霧乾燥器が規制要件を満たさないことを明らかにする証拠を得ることができたなどと不合理な認定をし、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名に嫌疑があるとした警視庁公安部の判断は合理的な根拠が欠如していることは明らかであると判示した。また、一審原告島田に対する取調べ（弁解録取手続を含む。）については、「偽計」を用いた取調べが行われ、「欺罔」して署名指印をさせたなど、証拠の客観的評価としても不合理な認定をした。

原判決の当該判示は、証拠の評価ないし取捨選択を誤り、また、経験則等の採証法則に違背した結果、重大な事実誤認により結論を誤った違法がある。

よって、一審被告都は、原判決中、一審被告都敗訴部分の取消しを求めて本件控訴に及んだ次第である。

第2 事案の概要及び一審被告都敗訴部分に関する原判決の判示

1 事案の概要

本件は、警視庁公安部の警察官（外事一課員）が、一審原告大川原ら3名が共謀の上、一審原告会社の業務に関し、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物であり、かつ、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち本件省令で定める仕様のRL-5型噴霧乾燥器（本件噴霧乾燥器1）及びL-8i型噴霧乾燥器（本件噴霧乾燥器2）につき、外為法上輸出するには経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物であったにもかかわらず、同大臣の許可を受けずにこれらを中華人民共和国及び大韓民国に輸出したとの容疑で一審原告大川原ら3名を外為法違反の被疑者として逮捕したことが違法であり、また、一審原告島田に対する取調べ（本件任意取調べ）と弁解録取手続（本件弁解録取）にそれぞれ違法があったなどと主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償を求める事案である。

2 一審被告都敗訴部分に関する原判決の判示

原判決は、要旨、以下のとおり判示して、一審原告らの請求を一部認容した。

(1) 本件各事件に係る逮捕の違法性について

①警視庁公安部は、亡相嶋から本件各噴霧乾燥器にはマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座、導圧管等は極端に温度が低いとの供述や、一審原告会社の従業員らから本件各噴霧乾燥器の測定口は構造上熱風が流れにくいことから温度が上がりにくいはずであるとの供述を聞き取っていたこと、②一審原告会社において噴霧乾燥器の設計を担当していた亡相嶋や一審原告会社の従業員らは、捜査機関が最低温箇所を特定するために事情聴取を行った

の担当者とは異なり、自社製品である本件各噴霧乾燥器の構造を熟知しているのは明らかであること、③亡相嶋及び一審原告会社の従業員らの供述は、具体的な箇所を特定するものであり、更に測定口に関しては温度が上がりにくくなる理由を説明していることからすると、本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせるものであることは明らかであって、犯罪の成否を見極める上で、指摘されている箇所の再度の温度測定は当然に必要な捜査であったといえる。その上、④（公判前整理手続中に証拠申出がされた）再実験の結果報告書上、本件各噴霧乾燥器の測定口の最高温度は警視庁公安部が依頼して行った実験のうち、最も低温で殺菌ができたペスト菌等の殺菌温度を大きく下回るものであったことや、この実験結果を受けた検察官において有罪立証を行うに至らなかったことなどからすると、再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできたといえる。

そうすると、警視庁公安部において通常要求される捜査を遂行すれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たさないことを明らかにする証拠を得ることができたといえるから、本件各噴霧乾燥器が規制対象に当たるとして、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名に嫌疑があるとした警視庁公安部の判断は合理的な根拠が欠如していることは明らかであり、それにもかかわらず漫然と一審原告大川原ら3名を本件各事件について本件逮捕したことは国賠法1条1項の適用上違法といわざるを得ない。

（以上につき、原判決81ないし83ページ）

(2) 一審原告島田に対する取調べの違法性について

一審原告島田に対する取調べでは、同人の故意の捜査が主な目的であることから、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる性能を有していることについて一審原告島田がいかなる認識を持っていたかを調べる必要があったと認められるところ、故意があるというためには、単に本件各噴霧乾

燥器がその熱風で細菌を一部でも死滅させられるという性能を有しているとの認識だけでは足りず、噴霧乾燥器内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な細菌を全て死滅させることができる装置であることの認識までが必要であったのであるから、一審原告島田が本件要件ハの「殺菌」についてどのような意味と理解しているかを確認し、用語の理解に齟齬があるようであれば殺菌の解釈について説明した上で、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる装置であるか否かについて同人の認識を聴取する必要があった。

しかし、一審原告島田の取調べメモには、■■■■警部補が、本件要件ハの「殺菌」の意味をどのように認識しているかを確認したり、警視庁公安部の「殺菌」の解釈について説明したりしたことを示す記載はなく、一審原告島田の供述調書にも、本件要件ハの「殺菌」の意味をどのように理解しているかを確認する内容等の記載は一切存在しないことからすると、一審原告島田の供述（原審の証拠調べにおける供述）に基づき、■■■■警部補は、一審原告島田に本件要件ハの「殺菌」をあえて誤解させた上、一審原告島田に本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」をできる性能を持っていることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けたと認めるのが相当であり、かかる取調べは偽計を用いた取調べであるといえるから、国賠法1条1項の適用上違法を免れない。

（以上につき、原判決93ないし97ページ）

(3) 弁解録取書作成上の違法性について

証拠及び弁論の全趣旨によれば、■■■■警部補は、一審原告島田の弁解録取書を作成するに当たり、一審原告島田の指摘に沿った修正をしたよう装い、実際には一審原告島田が発言していない内容を記載した本件弁解録取書2を作成し、同人に署名指印をさせたことが認められる。かかる方法は、一審原告島田を欺罔して、同人が了解していない内容の記載をした供述調書に署名指印をさせるものであって、一審原告島田の自由な意思決定を阻害すること

が明らかな態様による供述調書の作成といわざるを得ず、これが直ちに破棄されたとしても、このような方法による供述調書の作成は、国賠法1条1項の適用上違法の評価を免れない（原判決97ないし100ページ）。

第3 控訴理由の要旨

1 本件各事件に係る逮捕の違法性の判断に関する原判決の誤り（後記第4）

原判決は、国賠法上の違法性の判断基準として、職務行為基準説のうちの「合理的理由欠如説」を採用したかのようにも見えるが、外事一課において噴霧乾燥器メーカーやユーザー、有識者からの聴取、合理的な根拠に基づく温度測定実験等の捜査を経た後、一審原告会社の従業員50名以上を聴取して多数の供述を得た結果、同従業員らの意見の多数が外事一課の捜査結果と整合する内容であったことを考慮することなく、さらには、公訴提起後に一審原告会社が、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たさないことを反証するために70回以上もの実験を繰り返さなければならなかったこと等も考慮せずに、外事一課が「測定口」の温度実験をしていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできたと判示している。これは、公訴取消しとなった結果を重要視するあまり、公訴提起後の一審原告会社の実験結果から逆算的に結論を導き出しており、国賠法1条1項にいう「違法」の解釈適用の誤りがある。

本件各事件の捜査当時、本件各噴霧乾燥器について高い知見を有すると思われる多数の一審原告会社の従業員が乾熱による殺菌について可能であると供述し、乾熱による殺菌が困難であると主張するものはごく少数であったこと、最低温箇所について、XXXXXXXXXX等と同様に排気口、バグフィルタ下部、サイクロン下部といった出口に近い箇所を指摘する者が多数で、少なくとも警察の取調べにおいては最低温箇所として明確に測定口を指摘した者はいなかっただけでなく、結果として測定口のことを指して異なる表現で最低温箇所であ

ると指摘する者も少数であり、かつ、「測定口」を指摘した者の中にも「時間をかければ暖まる」などと説明した者がいたこと、亡相嶋について噴霧乾燥器に特別詳しいとはいえない旨説明した一審原告会社の従業員もいるなど、亡相嶋の供述を特別に重要視すべき状況になかったことなどが認められた。

また、当時、最低温箇所について「測定口」という名称で明示的に指摘した者は認められず、それぞれ異なる表現で説明していたほか、必ずしも確信をもって「測定口」を最低温箇所として特定するのではなく、推測によって同時に複数の箇所を挙げるにとどまるものであったことに加え、亡相嶋に至っては、本当に当時の取調べにおいて「温度計座」等を最低温箇所として指摘していたのか疑わしい点が認められる。

これらの点を考慮することなく、結果から逆算的に特定の供述のみを特別に評価して「本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせるものであることは明らか」とした原判決の判断には、事実を誤認し、証拠の評価を誤り、あるいは考慮すべき事項を考慮しなかった違法がある。

さらに、単に「測定口」の温度を測る実験をしていれば「本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできた」わけではないことは、本件各噴霧乾燥器に精通しているはずの一審原告らにおいてすら、「乾燥室測定口」の温度が十分に上がらないことの証明に成功するまでに70回以上の反証実験が必要となったことから明らかであるし、そもそも一審原告らの反証実験で測定された温度によっても、直ちに本件要件ハを満たさないと認められなかったことは、本件各事件の捜査経過から明らかである。本件各事件が公訴取消しに至ったのは、本件各噴霧乾燥器と同型機を所有する一審原告会社であるからこそ実施できた、実際に大腸菌を機器に入れて粉体を製造する実験を行った結果によるものであって、実機を所有していなかった外事一課において、当時、同様の実験を行うことは不可能であったのであるから、「警視庁公安部において通常要求される捜査を遂行すれ

ば、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たさないことを明らかにする証拠を得ることができた」とする原判決の判断には、事実誤認や証拠評価の誤り、考慮不尽の違法がある。

2 本件任意取調べに関する原判決の誤り（後記第5）

そもそも本件各事件は、生物兵器に転用可能な噴霧乾燥器の輸出規制に関するものであり、本件要件ハで求められる「殺菌」の目的が作業員の感染防止にあることは当然の前提であった。したがって、本件各噴霧乾燥器の装置内部で特定の細菌を全て死滅させることができるか否かが問題となっていることは、捜査に従事した警察官のみならず、捜査を受ける一審原告会社の従業員らにおいても共通認識であったことはいうまでもない。

当時、本件各噴霧乾燥器の内部に熱風を行き渡らせることができるかといった点や、最低温箇所がどこかといった点について重点的に一審原告会社の従業員に対する聴取等が進められていたところ、仮に、特定の細菌が一部でも死ねば「殺菌」に当たるとするのであれば、これらの捜査に何の意味もないことは誰の目からも明らかである。そして、一審原告会社において、多数の従業員らとその趣旨を十分に理解した上で取調べに応じていたことが認められ、しかも、それら一審原告会社の従業員に対する取調べの状況は、一審原告島田にも共有されていたと認められる中で、一審原告島田のみが本件要件ハの「殺菌」の解釈を誤解していたというのは極めて不自然といわざるを得ないし、一審原告島田自身が「殺菌」の解釈について正しく理解していたことをうかがわせる状況も認められる。

原判決は、■■■■警部補が「殺菌」の解釈を明確にせず、一審原告島田に対し熱風によって装置内部の細菌が一部でも死滅すれば「殺菌」に当たると意図的に誤解させた旨判示するが、■■■■警部補は、本件任意取調べにおいて、一審原告島田に対して正しい「殺菌」の解釈を示している事実が認められ、明らかに事実誤認が認められる。この点、原判決は、「殺菌」の正しい解釈を明示的に

説明したことが取調べメモや供述調書に記載されていないことを根拠に挙げるが、噴霧乾燥器で乾燥粉体を製造した後に当該細菌を全て死滅させる必要があることが当然の前提として行われた本件任意取調べにおいて、「殺菌」の正しい解釈を明示的に説明したことが取調べメモや供述調書に記載されていなかったとしても、特段不自然・不合理とは認められない。そもそも、一審原告島田は一審原告会社の渉外責任者として経産省との接点が多数あったほか、社の輸出管理規程を策定し、社の該非判定委員を務めるなど、輸出管理について豊富な知識を有しているものと██████警部補は認識していた。また、当時、一審原告会社内で捜査状況が一審原告島田にも共有される状況があるなど、判示されたような「偽計を用いた取調べ」を行ったとしても、すぐに露呈することが予想される中で、そのような危険性の高く効果の乏しいことをあえて██████警部補が行う必要性も認められない。

これらの点を考慮せずに、██████警部補が意図的に本件要件への「殺菌」の誤った解釈を一審原告島田に対して教示して誤解させたという結論を導き出した原判決の判断には、著しい事実誤認や証拠評価の誤りの違法がある。

3 本件弁解録取に関する原判決の誤り（後記第6）

一審原告島田は、本件弁解録取に先立つ複数回の本件任意取調べにおいて、一審原告大川原や亡相嶋との共謀の事実を認め、複数の供述調書に署名指印していたのであって、██████警部補において、欺罔を用いてまで一審原告島田の弁解録取書に盛り込む必要性も認められない。

また、本件弁解録取に係る一連の経緯について作成した被疑者弁解録取状況報告書の内容等をも、██████警部補の説明に不自然、不合理な点は認められないのであって、むしろ、一審原告島田の証言こそ信用性に疑わしい点が随所に認められるのに、それらの点を十分に考慮せずに、██████警部補の証言を全面的に排除し、一審原告島田の主張を一方的に採用した原判決には、著しい事実誤認や証拠評価の誤りの違法がある。

第4 本件各事件に係る逮捕の違法性の判断に関する原判決の誤り

原判決は、①亡相嶋が一審原告大川原及び一審原告島田に宛てたメール（甲27号証。以下「本件亡相嶋メール」という。）の存在により、亡相嶋が外事一課による取調べにおいて、取調官に対し、噴霧乾燥器のマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い場所があることから、完全な殺菌はできないと伝えたことと認定し、②一審原告会社■■■■が外事一課による取調べにおいて、取調官に対し、一審原告会社の噴霧乾燥器内部の乾燥室内、サイクロン付近にある圧力センサーの部分は袋小路になっており熱風が通り抜けられないため温度が上がりやすく、同箇所の温度は相当低くなるはずであると伝えたこと（甲24）、③一審原告会社■■■■が外事一課による取調べにおいて、取調官に対し、一審原告会社の噴霧乾燥器内部には計測器を設置する測定口が存在すること、測定口は袋小路になっているため、熱風が流れないなどの理由により温度が上がらないはずであると伝えたこと（甲23）があったという事実も認定した上、一審原告会社において噴霧乾燥器の設計を担当していた亡相嶋や一審原告会社■■■■及び同■■■■（以下「一審原告会社■■■■ら」という。）は、外事一課が本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を特定するために事情聴取を行った■■■■の担当者とは異なり、自社製品を熟知しているのは明らかであり、加えて、同人らの供述は具体的な箇所を特定するものであり、「測定口」に関しては温度が上がりにくくなる理由を説明しているという事情からすると、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせるものであることは明らかであって、犯罪の成否を見極める上で、指摘されている箇所の再度の温度測定は当然に必要な捜査であったといえると判示した。その上で、一審原告らの反証実験の結果、本件各噴霧乾燥器の測定口の最高温度が59.2℃や53℃であり、最終的に公訴取消しに至ったことを理由に、「再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を

殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできた」として、「警視庁公安部において通常要求される捜査を遂行すれば、本件各噴霧乾燥器が本件要件を満たさないことを明らかにする証拠を得ることができた」と結論づけた（原判決72、73、80ないし82ページ）。

しかしながら、かかる原判決の判断には、妥当でない判断基準（手法）に基づいて国賠法上の違法性判断をしたものであり、亡相嶋及び一審原告会社からの上記①ないし③の供述の認定及び評価に誤りがある上、多数の一審原告会社従業員からの聴取によって得た各供述や本件各事件の捜査経過をつぶさに吟味検討することなく、誤った結論を導き出した違法がある。

以下、詳述する。

1 国賠法1条1項の解釈適用の誤り

- (1) 原判決は、「刑事事件において無罪の判決が確定したというだけで直ちに起訴前の逮捕（中略）が違法となることはない。逮捕・勾留請求は、その時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められる限りは適法である。（中略）そして、逮捕・勾留請求等に関する捜査機関の判断については、その時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、その判断に合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて捜査を開始又は継続したと認め得るような事情がある場合に限り、その捜査について国賠法1条1項の適用上の違法の評価を受けるものと解するのが相当である。（中略）」と判示しており（原判決56、57ページ）、国賠法上の違法性の判断基準として、職務行為基準説のうちの「合理的理由欠如説」を採用したかのようにも見える。
- (2) しかし、その判断過程をみると、原判決は、外事一課において噴霧乾燥器メーカーやユーザー、有識者からの聴取、合理的な根拠に基づく温度測定実験等の捜査を経た後、一審原告会社の従業員50名以上を聴取して多数の供

述を得た中で、同従業員らの意見の多数が外事一課の捜査結果と整合する内容であったことを考慮せず、さらには、公訴提起後に一審原告会社が実験により本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」の最高温度が59.2℃や53℃となることを示したが、50℃・9時間の熱処理で腸管出血性大腸菌は死滅することや、一審原告会社が反証のために70回以上に及ぶ実験を繰り返さなければならなかったこと等も考慮せずに、外事一課が「測定口」の温度実験をしていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできたと判示している。これは、原判決が、公訴取消しとなった結果を重要視するあまり、公訴提起後の一審原告会社の実験結果から逆算的に、外事一課員の職務行為が国賠法上違法であると結論付けたものといわざるを得ない。

改めて述べるが、本件の国家賠償請求訴訟においては、裁判官が口頭弁論終結時において客観的に存在すると認めた事実を基に、外事一課が行った捜査全般を詳細に検討し、その時点で現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案して、その判断に合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかであるにもかかわらず、あえて捜査を継続したと認め得るような事情の有無を判断されなければならない

(最高裁昭和53年10月20日第二小法廷判決・民集32巻7号1367ページ、最高裁平成8年3月8日第二小法廷判決・民集50巻3号408ページ参照)。そして、上記の「合理的な根拠が客観的に欠如していることが明らかである」といえるためには、法の予定する一般的な警察官を前提として通常考えられる個人差を考慮に入れても、なおかつその裁量権を逸脱した行き過ぎたものであって、経験則、論理則に照らして、到底その合理性を肯定することができないという程度に達していることが必要である(札幌高裁昭和48年8月10日判決・判例時報714号17ページ、東京高裁昭和54年9月27日判決・判例時報946号55ページ、東京地裁平成2

年6月12日判決・判例時報1362号80ページ、鹿児島地裁平成27年5月15日判決・判例時報2262号232ページ等)。

にもかかわらず、原判決は、公訴取消しとなった結果と整合する証言や証拠に着目して逆算的に当時の捜査について評価したものであり、本件各事件の捜査当時に立ち返って、その時点で判明していた事実や認識し得た事実を照らせば、後記4のとおり、「『測定口』の温度実験を行ってれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできた」などというものではないことは明らかであり、他に当時の捜査が著しく不合理であったと認めるべき事情も存在しない。

- (3) 以上のとおり、原判決は、妥当でない判断基準(手法)に基づいて国賠法上の違法性判断したものとみざるを得ず、少なくともこれが維持されることは妥当でない。

2 本件各事件の捜査段階で、最低温箇所として「測定口」を明確に特定する者はいなかったこと

- (1) 本件各事件の捜査段階において、聴取した多数の従業員の中に、最低温箇所として測定口を明確に指摘する者はいなかった。「温度、圧力を測るパーツの部分」、「計測器」、「内部圧力センサー」などと、それぞれ異なる表現で結果的に「測定口」のことを指してそこが最低温箇所になると説明した者は3名いたが、いずれも、具体的な根拠をもって温度が上がりにくいことを明確に指摘するものではなかった。

また、亡相嶋についても、本件亡相嶋メールのとおり、「温度計座、差圧計座および導圧管」といった異なる表現を用いており、これらが具体的にどここの箇所を指しているのか、相互に同じ箇所を指しているのかといった点について、当時、必ずしも明確ではなかった。

- (2) 更にいえば、原判決は、本件亡相嶋メールの存在によって、亡相嶋が取調官に対し、噴霧乾燥器のマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導

圧管等極端に温度の低い場所があることから、完全な殺菌はできないと伝えたと認定した（原判決73、80及び81ページ）が、そもそも亡相嶋が取調べにおいて本当に同メールのとおり発言したのかということ自体、疑わしいといわざるを得ない。

亡相嶋の取調官であった■■■■警部補はもとより、取調べ補助者であった同■■■■巡查部長（以下「■■■■巡查部長」という。）及び同■■■■巡查長（以下「■■■■巡查長」といい、■■■■警部補及び■■■■巡查部長と併せて「■■■■警部補ら」という。）は、亡相嶋を取り調べた当時、同人が、本件亡相嶋メールに掲記されている「マンホール」という箇所を指摘していた事実はある（ただし、温度が低くなる箇所として指摘したものではない。）ものの、「測定口」という言葉はもとより、「温度計座」、「差圧計座」及び「導圧管」という言葉を述べたことはなく、当然それらの箇所が低くなるという説明を受けたこともない旨述べている（乙17・3、4ページ、乙18・2ページ、乙19・2ページ）。

この点、■■■■警部補らは、仮に亡相嶋が「温度計座」、「差圧計座」、「導圧管」といった箇所の温度が極端に低くなるといった供述をしたのであれば、なぜその箇所の温度が低くなるといえるのか、実験をしたことがあるのか、その結果はどうだったのかなど、詳細に供述内容を確認するし、どの箇所の温度が低くなるかといった供述は本件各噴霧乾燥器が殺菌性能を有するかに直結する事実であるため、仮にそのような供述があれば取調べメモにも記載する旨を述べている（乙17・3ページ、乙18・2ページ、乙19・2ページ）。現に、本件亡相嶋メールが送信された平成31年1月28日の直前である同月24日の取調べにおいては、亡相嶋から、乾熱殺菌であればマンホール周辺のパッキンの部分に付着した細菌が死滅せず、マンホールを開けた際に感染してしまうとの趣旨と思われる発言があったことから、取調べメモには「乾熱であったら、マンホールあるから無理。」との

記載があるところ、その当時、「マンホール」のほかに、まして温度が極端に低くなる場所として、「のぞき窓」、「温度計座」、「差圧計座」、「導圧管」といった箇所が摘示されていたというならば、あえて「マンホール」以外のこれらの箇所を記録して残しておかない理由はない。そうすると、**■**警部補らのかかる陳述は具体的かつ詳細なものであって、取調べメモの記載とも整合し、信用性が高く、取調べにおいて亡相嶋が「温度計座、差圧計座及び導圧管等が低温になる」旨を指摘した事実はなかったとみるべきである。

- (3) そして、原判決は、亡相嶋が本件亡相嶋メール記載の内容を取調官に供述したものと認定した根拠として、**■**警部補が同メールの記載内容の指摘があったという認識に相違がない旨証言したことを挙げているが（原判決73ページ）、**■**警部補は亡相嶋の上記指摘を認識するに至ったのは**■**警部補の報告によるものであったと証言しているところ（時友33ページ）、上記(2)で述べたとおり、そもそも**■**警部補は本件亡相嶋メールに記載された箇所の温度が低くなるといった指摘を亡相嶋から受けていないのであるから、**■**警部補が証言したような報告をするはずもないし、当然、**■**警部補自身もそのような報告をしたことはないと断言している（乙17・4、5ページ）。この点について、**■**警部補は、捜査幹部等に報告する際は取調べメモにマーカーをして報告するようにしているため、取調べメモに記載がない事項を報告することはないと具体的な根拠を示して説明している上（乙17・4、5ページ）、**■**巡査部長及び**■**巡査長が亡相嶋の上記指摘の存在を否定していることとも整合するものであって（乙18・2ページ、乙19・2ページ）、高い信用性が認められる一方、**■**警部補の上記証言は具体性に乏しく、また、そもそも一審被告都の令和5年9月15日付け準備書面(5)（以下「被告都最終準備書面」という。）（67ないし69ページ）で述べたとおり、**■**警部補の証言は信用性を欠くものであるから、原

判決のように、安易にこれを採用することは相当でない。

- (4) ところで、亡相嶋が「測定口」と認められる箇所温度が低くなるとの指摘をした事実がないのであれば、■■■■警部補らは亡相嶋に対して一審原告会社の噴霧乾燥器の温度が低くなる箇所を聞いていないことになるが、後述するとおり、当時、亡相嶋に関しては、本件各噴霧乾燥器に特別詳しいとはいえない旨の供述も得られていたほか、亡相嶋と同様に一審原告会社で噴霧乾燥器の設計等に長年携わっており、その構造に詳しい者らから最低温箇所等について聴取していたのであるから、■■■■警部補らが亡相嶋に対して噴霧乾燥器内部の温度が低くなる箇所を質問していなかったとしても、何ら不自然ではない。
- (5) このように、本件亡相嶋メールの存在によって、亡相嶋が同メール記載の供述を■■■■警部補らにしていたとする原判決の判断は事実誤認である上、審理不尽との評価を免れず、これらが判決に重大な影響を及ぼしていることは明らかである。

3 亡相嶋や一審原告会社の従業員らの供述が本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせるものであることが明らかであるなどとする原判決の判断が誤っていること

- (1) 原判決は、亡相嶋及び一審原告会社■■■■らの「測定口」の温度が上がらない旨の指摘があったことをもって、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせるものであることは明らかであって、犯罪の成否を見極める上で、指摘されている箇所の再度の温度測定は当然に必要な捜査であったと判示した（原判決81、82ページ）。

しかしながら、原判決は、公訴取消しとなった結果と整合する供述や証拠を過度に評価して、逆算的に当時の捜査について評価したものといわざるを得ない。

- (2) 本件各事件の捜査当時、外事一課では、一審原告会社飯島らを含む従業

員50名以上を聴取しているが、その中で、乾熱による殺菌について言及した24名の各供述は以下のとおりである。

名前・役職・経歴	聴取年月日	聴取内容	証拠番号
[Redacted]	取調べメモ H30.12.11	<p>【取調べメモ】</p> <p>スプレードライヤの入口温度を150度以上にすれば、装置の末端は100度以上出ているので、数時間継続すれば一般生菌は殺菌することが可能だと考える。</p> <p>空気乾燥熱では、何時間かけても耐熱性菌である芽胞菌は殺菌できないと理解している。</p>	乙7の5
	供述調書 H30.12.11	<p>【供述調書】</p> <p>当社の主力製品であるスプレードライヤは、主にエンジニアリング部が担当しており、開発部は今お話しした装置の様なスプレードライヤの応用品を担当していますが、当社のスプレードライヤのことは当然熟知しています。</p> <p>熱風で滅菌や殺菌をすることを乾熱滅菌もしくは、乾熱殺菌という言い方をしますが、大腸菌のような芽胞を形成しない菌であれば、100度前後の熱風を数時間かければ殺菌することができます。</p> <p>スプレードライヤの入口温度を150度以上に設定し、風量を最大にして熱風を機械内に送り込めば、機械の最終出口付近においても100度以上にはなりますので、数時間乾熱運転を行えば、装置内は定置した状態で殺菌することができます。</p>	乙20
[Redacted]	取調べメモ R1.11.28 R1.12.3	<p>【取調べメモ】</p> <p>噴霧乾燥器の仕組みと熱風温度及び大学教授から教養を受けた大腸菌に関する知識を踏まえると滅菌又は殺菌できると認められる。</p> <p>稼働中の噴霧乾燥器で最も温度が低いのはバグフィルタ下部である。</p>	乙7の10 乙7の11
	供述調書 R1.12.25	<p>【供述調書】</p> <p>私の得意分野は、弊社の主製品である噴霧乾燥器の設計です。設計は、製品の局所的な知識だけでなく、使用目的や使用頻度、設置する環境等も踏まえた総合的な知識を必要とするので噴霧乾燥器について機微に渡ることも熟知していると自負しています。</p> <p>噴霧乾燥器内を移動する熱風は、バグフィルタ内から排気ファンに向けて吸気されるため、熱風は一気に上部に集めら</p>	乙21

		<p>れ、残った空気がバグフィルタ下部に溜まりやすくなります。よって噴霧乾燥器で最も温度が下がる部分は、バグフィルタ下部となります。</p> <p>省令のハに関して言えば、大腸菌をはじめとした一般菌であれば、噴霧乾燥器の入口温度を200度に設定してある程度の時間稼働させれば十分に死滅させることが可能となります。</p>	
	取調べメモ R1. 12. 10	<p>【取調べメモ】</p> <p>乾燥運転（殺菌運転）になると、入口、出口の両方のファンのバランスを調整し、乾燥室内を陽圧（プラス圧）にすることにより、窓付近の細かいところにも熱風を行き渡らせ、乾燥（殺菌）を容易にすることができる。</p>	乙7の1
	供述調書 R1. 12. 9 R2. 2. 4	<p>【供述調書】</p> <p>私は、大川原化工機株式会社のエンジニアリング部で噴霧乾燥器の設計、製造等を担当しています。</p> <p>弊社のスプレードライヤは、どの機種でも、液体等を噴霧せずに熱風だけを乾燥室内に充填させる、いわゆる空焚き運転ができますので、温度の設定と、時間をかければ、乾熱殺菌をすることができます。</p>	乙22
	供述調書 H30. 12. 13	<p>【供述調書】</p> <p>私の勤続年数が■■■■年間なので、営業部門にいた合計14年間を除き、20年以上は技術部門にいますので、当社が製造している噴霧乾燥器の構造などについては、よく知っています。</p> <p>当社の噴霧乾燥器は、大小様々な機種がありますが、入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の高温を維持することができるので、機械内部の大腸菌も殺菌することができます。</p>	乙23
	取調べメモ H30. 12. 21	<p>【取調べメモ】</p> <p>殺菌ならできると思う。SD（引用者注：噴霧乾燥器のこと。以下同じ。）の熱風を当てれば芽胞菌は難しいが、熱に弱い菌は死滅するでしょう。</p> <p>（一番温度が低くなるのは）バグフィルタから排気ファンのあたり、入口温度が250℃であれば、一概には言えないが、だいたい180℃くらいまでは下がるのではないかと。</p>	乙7の7
	供述調書 H31. 1. 9	<p>【供述調書】</p> <p>殺菌の方法としては、酸やアルカリな</p>	乙24

		どの薬剤によるものが一般的ですが、噴霧乾燥器は熱風を送り込む装置ですから、熱風を送り続け、装置内を高温にして数時間維持すれば、オープン型、クローズド型に関わらず、分解せずに殺菌は可能だと思います。熱に強い芽胞菌などは分かりませんが、大腸菌や雑菌等であれば、乾熱殺菌できるということです。	
	取調べメモ H30. 12. 25	【取調べメモ】 バグフィルタの一番下は空気が流れにくいので温度が上がらない。	乙5の1
	供述調書 R2. 1. 23	【供述調書】 当社で取り扱っている噴霧乾燥器は、いずれも乾燥熱風を送り込むことが可能であり、内部の温度も80度以上にはなります。だから、一般生菌であれば器械内部の製品が通る部分を殺菌することはできると言えます。試運転の際、機種によっては、内部に水たまりや熱風の届きにくい箇所ができることもありますが、当社のエンジニアが配管の角度などを調整することにより、そのような箇所をなくしています。	乙25
	供述調書 H31. 1. 8 供述調書 R1. 12. 3、 R1. 12. 23	【供述調書】 噴霧乾燥器は、熱風が器内に行き渡る構造になっていることから、この熱風による乾熱運転で滅菌は出来なくても殺菌は出来ると思います。 殺菌方法について、詳しく説明しますと、定型機でも、熱風を発生させる入口部分の温度が250℃に達する性能を有しており、その熱風を利用して装置内部に行き渡らせることが出来ます。 装置の末端である排気口であっても100℃をゆうに超える可能性があるため、雑菌であれば、噴霧乾燥器内部の殺菌することが出来ると思います。 熱風温度については、弊社の定型器の場合、250℃まで耐えられるという保証になっていますので、仮に入口温度を250℃にして1時間くらい空焚きをした場合、排気口は100℃は超えますので少なくとも一般菌である大腸菌等であれば、殺菌できると思います。	乙2.6 乙27
	取調べメモ H30. 12. 14	【取調べメモ】 SDを入口温度150～120℃、出口温度100℃くらいの設定にして乾燥運転すれば、中にある菌は全て死ぬので、殺菌できると言える。 菌の種類や菌の耐性は分からないが、100℃くらいで概ねの菌は死ぬの	乙28

		で、長時間運転で100℃を保てば全ての菌は死ぬと思う。	
	<p>供述調書 H30. 12. 18</p>	<p>【供述調書】 スプレードライヤで菌を粉体化させた後、装置内部に残った菌を死滅させる方法として、構造上、スプレードライヤが発する熱風を装置内に送り込む方法が考えられます。 熱風入口温度や熱源の数値を高めを設定し、高温かつ調整をしながら空運転を長時間行えば、器械を損傷させることなく末端にまで相応の温度が行き渡るはず です。 菌も生き物ですので、器械の中を乾燥させながら末端まで100度程度になるようにして一定時間運転すれば、大腸菌であれば殺菌できるはず です。 よって、当社のスプレードライヤは、乾熱の方法により、定置した状態で内部に残存する特定の菌を死滅、要するに殺菌することができると考えられます。</p>	乙29
	<p>取調べメモ H30. 12. 25</p>	<p>【取調べメモ】 温度、圧力を測るパーツの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか暖まらないが、時間をかければ暖まる。 空焚きをすれば可能なので業務や仕様を度外視すれば全て該当になる。 洗浄をせずに空焚きをした場合は、物性によっては炭化、発火するが、殺菌されるということになると思う。</p>	乙30
	<p>取調べメモ H30. 12. 14</p>	<p>【取調べメモ】 乳酸菌や食品などの有機物は、内壁にこびりつくことは少ない。 装置の構造上、生菌粉末（有機物）を製造した後、熱風運転に変え長時間運転させれば、装置内部に高熱が行き渡って生菌は死滅することになる。</p>	乙7の6
	<p>供述調書 H30. 12. 20 供述調書 H31. 1. 16</p>	<p>【供述調書】 当社の噴霧乾燥器は機種を問わず、装置内部に高温が行き渡る構造になっているため、殺菌は可能である 有機物である生菌粉末を製造後、微量の粉体が装置内部に付着したとしても、原液を噴霧しない熱風運転に切り替えて長時間運転することで、噴霧乾燥器の構造上、装置内部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌は死滅することになるのです。 取調べにおいて、以前から私が当社の噴霧乾燥器は機種を問わず、装置内部に</p>	丙33 丙34

		<p>高温が行き渡る構造になっているため、殺菌は可能であると話しているとおりに、当社の噴霧乾燥器のユーザーに90℃の熱風で装置内部の乾燥・殺菌を行っている者がいる事実を鑑みても、当社が製造する噴霧乾燥器の定型機は、その構造上熱風が行き渡る構造になっているため、全て殺菌できると言えるのです。</p>	
	取調べメモ H30.12.19	<p>【取調べメモ】 内部の温度が100℃を超えるので滅菌はできないと思うが、殺菌はできると思う。</p>	乙31
	供述調書 H31.1.21	<p>【供述調書】 私は主に設計を担当しておりますが、製品完成後、設計どおりに製作されているかを確認する作業や、客先に赴き、実際に原料を噴霧して試験する作業も担当します。 噴霧乾燥器はそもそも熱風を送り込む装置ですから、熱風を送り続け、装置内を高温のまま維持することは可能です。 実験したことがないため断言はできませんが、装置内を高温に保つことで、熱に弱い菌であれば殺菌することができると思います。 つまりハについては、滅菌することは難しいと思いますが、菌を限定すれば分解せずに殺菌できる可能性が十分あり、該当すると考えられます。</p>	乙32
	供述調書 H31.2.25	<p>【供述調書】 私の意見としては、噴霧乾燥器を空焚きして入口から出口までの内部を100度等に保ったとしても、高温で耐えられる種類の菌もあるので、乳酸菌や大腸菌等の一般的な菌は死ぬと思いますが、全滅まではできないと思います。</p>	乙33
	供述調書 R1.6.12	<p>【供述調書】 そもそもスプレードライヤは熱風を送り込む装置であり、通常、機械内部の温度は100度以上になることから、大腸菌等の一般の菌であれば、殺菌は確実にできます。したがって、この規制が滅菌又は殺菌となっている以上、殺菌はできますので、当社のスプレードライヤは、該当となります。</p>	乙34
	取調べメモ R1.9.25	<p>【取調べメモ】 噴霧乾燥器が発する熱風で器内を、滅菌・殺菌できる機能を有していたことは事実。</p>	乙7の9

	供述調書 R1. 12. 13	【供述調書】 当社の噴霧乾燥器で熱風による滅菌若しくは殺菌ができるということは、曲げようのない事実です。	乙36
	供述調書 R1. 12. 26	【供述調書】 そもそも噴霧乾燥器は「乾燥装置」ですから、空焚きにより、機械内部に熱風を充填させれば良いことですので、この熱風による「殺菌」は当然のこととしてできます。通常、噴霧乾燥器は入口温度250度、出口温度100度くらいで運転をしますが、空焚きであれば、より高温となりますので、機器内部全体の温度は軽く100度以上になります。したがって、最も一般的な大腸菌等の「菌」であれば、100度前後の熱風で十分「殺菌」できます。	乙37
	供述調書 R1. 12. 23	【供述調書】 過去にスプレードライヤの内部を熱風滅菌したいという客の要望に対して熱風殺菌、いわゆる空焚きで対応した案件についてお話しします。 スプレードライヤで乾熱殺菌と言えは熱風殺菌が常識ですので、この方法はスプレードライヤODA-32型を受注した当時も現在も当社では当たり前に行っている方法です。	乙38
	取調べメモ H30. 12. 17	【取調べメモ】 理論上は熱風で殺菌は出来るかもしれませんが、滅菌はできないと思います。	乙39
	供述調書 H31. 2. 19	【供述調書】 大腸菌等の熱に弱い細菌の種類によっては殺菌が出来る可能性があるなど感じ、私はたしかに微妙な表現だなと思ったのです。	乙40
	取調べメモ R1. 11. 5	【取調べメモ】 (100度なら)死ぬ菌もあるでしょうね。 噴霧乾燥器は殺菌装置ではありません。	乙42
	取調べメモ H31. 3. 26	【取調べメモ】 空焚きだと空気の通り道が一定なので熱風にさらされない部分が出てくる。空気の通り道ではない箇所、特に乾燥室下、サイクロン下、バグ下は高温にならない。	乙43
	取調べメモ H30. 12. 25	【取調べメモ】 計測器は袋小路になっており、風の流	乙44

		<p>れができないので、その中に熱が伝わらないので、ハについては該当しないと思う。</p> <p>熱伝導で多少計測器付近も温度は上昇するかもしれないが、断熱材を覆っていないため（取り外して計測器の周りの粉体を洗浄の際に邪魔だから。）すぐに放熱してしまい、温度は上がらないはずである。</p>	
	<p>取調べメモ H30. 12. 14</p>	<p>【取調べメモ】</p> <p>（乾熱殺菌について）これは難しいんじゃないですか。専用設計していなければ、SDの構造上、熱風を入れるくらいしか方法はないが、袋小路は温度があがらないのではないか。具体的には、粉が通るところで言えば、出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、機種にもよるが、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルターの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっている。熱風が通り抜けず滞留するため、温度の上昇は壁面の熱伝導のみとなり、排風口よりもぐんと温度は下がると思う。</p> <p>長時間やればある程度上がると思うが実際に測ったことはないのではどのくらい上がるかはわからない。</p>	<p>乙45</p>

- (3) 一審原告会社[]らだけでなく、これらの供述をした一審原告会社の従業員全てが「自社製品である本件各噴霧乾燥器の構造を熟知している者」に該当するというべきであり、また、全てではないもののその多くの者が見解を述べる上で理由を付しているから、一審原告会社[]らの供述とその余の従業員の供述を信用性等の面で特に区別する理由はないところ、以上の各供述をみると、殺菌について言及した24名の従業員の約8割に当たる18名が
- 噴霧乾燥器の性質上、装置内部に高温が内部に行き渡る構造になっていること
 - 入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の温度を維持することができること

などを説明し、「殺菌可能である」という趣旨の供述をしていたことが認められる。

その中には、例えば、①噴霧乾燥器の設計等を約27年間担当した技術者である一審原告会社■■■■は「噴霧乾燥器の構造上、装置内部に高温が行き渡る」（丙33・1、3ページ）と供述し、②当時開発部長として勤務し、一審原告会社の噴霧乾燥器のことを熟知していた■■■■は「スプレードライヤの入口温度を150度以上に設定し、風量を最大にして熱風を機械内に送り込めば、機械の最終出口付近においても100度以上になりますので、数時間乾熱運転を行えば、装置内は定置した状態で殺菌することができます。」（乙20・1、2、4ページ）と供述し、③当時■■■■に所属し、主にエンジニアリング部の若い人に対する技術指導等を担当しており、開発部や技術部で勤務して噴霧乾燥器の設計に携わった者である■■■■は「大腸菌をはじめとした一般菌であれば、噴霧乾燥器の入口温度を200度に設定してある程度の時間稼働させれば十分に死滅させることが可能となります。なお、入口温度を200度以上に上げてやる等条件を変更すれば弊社の定型機は、全てハに該当します」（乙21・1、2、5ページ）と供述し、④噴霧乾燥器の設計、製造等を担当しているエンジニアリング部の■■■■である■■■■は「弊社のスプレードライヤは、どの機種でも、液体等を噴霧せずに熱風だけを乾燥室内に充満させる、いわゆる空焚き運転ができますので、温度の設定と、時間をかければ、乾熱殺菌をすることができます。」（乙22・1、2、8ページ）と供述し、⑤■■■■年以上技術部門で勤務し、一審原告会社の噴霧乾燥器の構造に詳しく、設計や計画を担当しているエンジニアリング部のグループ長である■■■■は、「当社の噴霧乾燥器は、大小様々な機種がありますが、入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の高温を維持することができるので、機械内部の大腸菌も殺菌することができます」（乙23・1、2、5ページ）と供述するな

ど、一審原告会社で噴霧乾燥器の設計等に長年携わっており、その構造に詳しい者らが多数含まれていた。

これに対し、「殺菌が困難である」という趣旨の説明をしたのは、わずか3名にとどまっており、しかも、そのうちの1名は、「空焚きだと空気の通り道が一定なので熱風にさらされない部分が出てくる」としつつも、高温にならない箇所として、測定口ではなく、乾燥室下部、サイクロン下部、バグフィルタ下部という、結果として十分な高温に達した箇所を指摘していた。

(4) また、エンジニアリング部や開発部に在籍していた者を含む9名の従業員が、最低温箇所として、[redacted]や[redacted]株式会社（以下「[redacted]」という。）が指摘したのと同様の「サイクロン下部」、「バグフィルタの下部」、「排風口」付近を示していたことが認められる（なお、原判決は「[redacted]の従業員のみ説明に基づいて最低温箇所を特定するのは不合理な判断である」〔原判決83ページ〕と判示するが、最低温箇所の特定に関し、外事一課が[redacted]のみでなく、同業他社である[redacted]からも同様の説明を受けていたことは明らかであって〔乙15、[redacted]8及び9ページ〕、この点に関する原判決の判断は明白な事実誤認であることを付言しておく。）。

(5) さらに、①一審原告会社のエンジニアリング部[redacted]であり、当初バグフィルタの下部の温度が上がらないと説明していた一審原告[redacted]は、熱風の届きにくい箇所ができることがあるが、一審原告会社のエンジニアが配管の角度などを調整することによりそのような箇所をなくしている旨を供述している（乙25・5ページ）。また、②エンジニアリング部社員である[redacted]は、「一般菌の代表格である大腸菌であれば100度前後の熱風を当てれば死滅させることができると考えていました」（乙22・8ページ）と供述するなど「殺菌」が一種類の細菌（大腸菌）を死滅させることを意味するという前提に立った上で、「乾燥運転（殺菌運転）になると、入口、出口の両方のフ

アのバランスを調整し、乾燥室内を陽圧（プラス圧）にすることにより、窓付近の細かいところにも熱風を行き渡らせ、乾燥（殺菌）を容易にすることができる」（乙7の1・3、4ページ）と明言し、乾燥室測定口には熱風が行き渡らない可能性があるとの説明は一切なかった。

- (6) これに対し、最低温箇所として「測定口」を指摘したのは3名にとどまり、しかも、そのうち③一審原告会社の■■■■■■■■■■である一審原告会社■■■■■■■■■■は、「温度、圧力を測るパーツの部分は、風が通らず伝熱のみでなかなか温まらないが、時間をかければ暖まる」（乙5の3・2ページ）と供述するなど、「温度、圧力を測るパーツの部分」（測定口と思われる箇所）は時間をかければ温度が上がると説明していたほか、原判決が指摘する一審原告会社■■■■■■■■■■の供述も、「出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、機種にもよるが、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルタの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっている。熱風が通り抜けずに滞留するため、温度の上昇は壁面の熱伝導のみとなり、排風口よりもぐんと温度は下がると思う。長時間やればある程度上がると思うが実際に測ったことはないののでどのくらい上がるかは分からない」（乙45・2、3ページ）と、測定口と思われる箇所の温度は排風口よりも低くなるが長時間運転すれば温度が上がる可能性があることを示唆するものであった。加えて、唯一温度が上がらないと説明した一審原告会社■■■■■■■■■■の供述についても、「当社のSDでは、機械のポイントごとに計測器（圧力計等）を設置しており、計測器の周りを金属で覆っているため、その隙間に粉体が入る。計測器は袋小路になっており、風の流ることができないので、その中に熱が伝わらないので、ハについては該当しないと思う。熱伝導で多少計測器付近も温度は上昇するかもしれないが、断熱材を覆っていないため（取り外して計測器の周りの粉体を洗浄の際に邪魔だから。）すぐに放熱してしまい、温度は上がらないはずである。」（乙44・2、3ページ）と、飽くまでも推測を述べるにとどまっており、

温度が上がりにくくなる理由の説明として十分とはいえない。実際、後記4(2)のとおり、起訴後に行われた一審原告会社による本件各噴霧乾燥器と同型機を用いた温度測定実験結果により、「袋小路」であることを理由に温度が上がりにくいとされた箇所であっても、本件噴霧乾燥器1につき「サイクロン入口測定口96.8℃」(甲15・4ページ)、本件噴霧乾燥器2につき「サイクロン入口測定口99.1℃」(甲16・4ページ)と、いずれも100℃近い高温に達することが証明されているため、袋小路となっているからといって、必ずしも熱風が行き渡らないわけではないことは明白な事実である。そうすると、一審原告会社[]が指摘した箇所のうち、「乾燥室測定口」の温度が比較的上がりにくかったことは、一審原告会社側の少なくとも72回にも及ぶ実験(原判決101ページ参照。この点、甲121によれば、一審原告会社[]は反証実験に107日間従事したことになっている。)により、結果的に判明したものにすぎず、一審原告会社[]らを取り調べた当時においては、当該指摘は具体的な根拠に基づく合理的なものではなかったと評価するのが相当である。

この点について更にいえば、本件亡相嶋メールによれば、被疑者として取調べを受けていた当時の亡相嶋は、平成31年1月28日の時点で、「警察が言っていた殺菌実験について(中略)温度が^{ママ}は100℃になる」、「温度計座、差圧計座および導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない」、「実験法案^{ママ}が問題である可能性がある」という認識を、一審原告大川原及び一審原告島田のほか、[]の[]に対してメールで伝えているが、仮に、亡相嶋やその他の一審原告会社関係者が本当にそのような認識を持っていたのであれば、外為法違反の嫌疑を晴らすために、容易に使用できる自社の噴霧乾燥器を用いて当該箇所の温度測定実験を行い、その結果を外事一課に示すのが通常の行動として考えられる。にもかかわらず、その約1年2か月後の令和2年3月に逮捕・起訴されるまでこれらの実験を

行わなかったという事実経過を踏まえれば、亡相嶋や一審原告[]らも、当時は「測定口」の温度が本当に低くなるとは確信を持って考えていなかったものと評価するのが相当であり、そうであるならば、外事一課において「測定口」の温度が低くなること自体著しく困難であったものといわざるを得ない。

- (7) 以上に加え、外事一課においては、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所の特定のため、噴霧乾燥器及びそれに付随する設備のシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社である[]から、本件噴霧乾燥器1につき一般的な噴霧乾燥器の図面を示した上で、本件噴霧乾燥器2につき同器の見取図及び製品カタログの写しを示した上でそれぞれ最低温となる箇所を聴取し、さらに、同業他社である[]からも、本件噴霧乾燥器1の最低温となる箇所を聴取した結果、本件噴霧乾燥器1については①装置末端の排風機後の管、②サイクロンの下部、③バグフィルタの下部、本件噴霧乾燥器2については①装置末端の排風機後にあるダクト内、②サイクロンの下部がそれぞれ最低温となる可能性があることを、熱風の特性や気流の動き等の合理的な根拠を踏まえた意見として聴取しており（丙A132、丙10資料9、乙15）、更には実機による実験（丙6、丙7、丙10資料10）という合理的な捜査結果があったことも踏まえれば、一審原告会社[]らの指摘を受けていたとしても、外事一課において、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせる程度に達していないとして再実験を行わなかったことが国賠法上違法とはいえないというべきである。
- (8) また、原判決は、亡相嶋が一審原告会社において噴霧乾燥器の設計を担当していたとして、その供述を特に重視すべきであったかのように判示するが、亡相嶋は、平成8年6月に取締役、平成14年6月に常務取締役、平成19年5月に専務取締役を歴任し、平成26年6月に取締役を退任して顧問という立場になっていたため（丙A75・3ページ）、噴霧乾燥器の直接的な設

計といった業務から離れていると認められ、実際、一審原告会社の■■■■で
ある■■■■は、「理論的に詳しいのは社長で、相嶋も詳しいが実験や製造
の経験はないので、特別詳しいとは言えない」〔乙46・3ページ〕と供述
していたし、■■■■の■■■■は、「相嶋の発言力は相当であるが、責任は
絶対に取りえない人物であるため、警察に対する答弁も信用できない。」

（乙47・3ページ）と供述し、さらに、一審原告会社内で噴霧乾燥器に詳
しい人物として、亡相嶋ではなく、一審原告会社■■■■や■■■■を挙げる者
もいた（乙48・3ページ）。一方で、上述のとおり、①噴霧乾燥器の設計
等を約■■■■年間担当した技術者である一審原告会社■■■■、②当時■■■■と
して勤務し、一審原告会社の噴霧乾燥器のことを熟知していた者、③当時■■■■
■■■■に所属し、主にエンジニアリング部の若い人に対する技術指導等を
担当しており、開発部や技術部で勤務して噴霧乾燥器の設計に携わった者、
④噴霧乾燥器の設計、製造等を担当しているエンジニアリング部の■■■■、
⑤20年以上技術部門で勤務し、一審原告会社の噴霧乾燥器の構造に詳しく、
設計や計画を担当しているエンジニアリング部のグループ長など、亡相嶋と
同様に一審原告会社で噴霧乾燥器の設計等に長年携わっており、その構造に
詳しい者らの多くが、亡相嶋とは異なる見解を示し、それらは■■■■
■■■■や■■■■の見解とも一致していたのであるから、当時、それら多数の
意見よりも亡相嶋の供述を特に重要視すべき状況にはなかったというべきで
ある。実際、温度が上がらない箇所として亡相嶋が指摘した箇所にはサイク
ロン測定口も含まれるところ、同箇所についてはむしろ高温となるなど、亡
相嶋の見解が必ずしも明確な根拠に基づくものではなく、単なる推測にすぎ
なかったことは明らかであり、結果的にその指摘した箇所の中に温度が十分
に上がらない箇所が含まれていたとしても、当時、そのことを見極めること
は容易でなかったといわざるを得ない。

(9) したがって、原判決の判断は、一審原告会社の従業員50名以上を聴取し

た中で、乾熱による殺菌に言及した24名の経歴や各供述を考慮することなく、一部の推測による指摘を捉えて本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に合理的な疑いを生じさせる供述であるとしたものであり、証拠の評価を誤り、あるいは考慮すべき事項を考慮しなかった違法があるといわざるを得ず、これらが判決に重大な影響を及ぼしていることは明らかである。

4 再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことが容易に明らかにできたとはいえないこと

(1) 原判決は、本件各事件の起訴後に一審原告会社が証拠申出をした温度測定実験結果報告書によれば、本件噴霧乾燥器1の「乾燥室測定口」の最高温度は53℃（甲15・4ページ）、本件噴霧乾燥器2の「乾燥室測定口」の最高温度は59.2℃であり（甲16・4ページ）、外事一課が依頼して行った実験のうち、最も低温で殺菌ができたペスト菌及び野兔病菌の75℃を大きく下回るものであり、この実験を受けて、検察官において再度実験を行ったものの、有罪立証を行うに至らず、公訴取消しに至ったことからすると、外事一課において再実験を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできたと判示した（原判決82ページ）が、最低温箇所として「測定口」を指摘した者は一審原告会社従業員の中でも少数であったことのほか、一審原告会社が反証に成功するまで70回以上もの実験を繰り返さなければならなかったこと、50℃・9時間の熱処理で腸管出血性大腸菌が完全に殺菌できることからすれば、それが著しい事実誤認や証拠評価の誤りであることは、当時の捜査経過や一審原告らの実験結果等から明らかである。

(2) すなわち、本件各事件の公訴取消しに至るまでの経過をみれば、令和2年3月11日、外事一課が一審原告大川原ら3名を逮捕した後、

① 令和2年3月28日、一審原告会社が温度測定実験を開始（甲121）。

② 令和2年7月21日、上記①から33日間の実験を経て（甲121）、

一審原告会社が本件噴霧乾燥器2につき「乾燥室測定口」が59.2℃となる実験結果を取得。

ただし、「乾燥室測定口」と同じ形状であり、同箇所よりも熱源から遠くに設置されている「サイクロン入口測定口」は99.1℃に達した。

(以上につき、甲16・4ページ、資料1図面、資料2写真3、5、6)

- ③ 令和2年7月28日、一審原告会社が本件噴霧乾燥器1につき「乾燥室測定口」が53℃となる実験結果を取得。

ただし、上記②同様、「乾燥室測定口」と同じ形状であり、同箇所よりも熱源から遠くに設置されている「サイクロン入口測定口」は96.8℃に達した。

(以上につき、甲15・4ページ、資料1図面、資料2写真4、5)

- ④ 令和2年12月9日及び令和3年2月26日、外事一課は、 准教授から、50℃・9時間の熱処理で腸管出血性大腸菌が完全に殺菌できるとの実験結果を取得(丙A55、丙A63)。なお、令和3年2月26日の実験は、腸管出血性大腸菌が室温による長時間の乾燥で死滅したものではなく、熱処理によって死滅したことを明らかにするために実施されたものである。

- ⑤ 令和3年2月8日、上記③から21日間の実験を経て(甲121)、一審原告会社が本件噴霧乾燥器2と同型機を用いて粉体を製造し、粉体が堆積した状態で「乾燥室測定口」が38℃、同箇所と同じ形状であり、同箇所よりも熱源から遠い「サイクロン入口測定口」が54℃となる実験結果を取得。

令和3年2月15日、一審原告会社が本件噴霧乾燥器1と同型機を用いて粉体を製造し、粉体が堆積した状態で「乾燥室測定口」が34.8℃、同箇所と同じ形状であり、同箇所よりも熱源から遠い「サイクロン入口測定口」が61.1℃となる実験結果を取得。

ただし、上記いずれの実験も、噴霧乾燥器の壁面等に付着した粉体を落とすエアノッカーをオフにして行われており、実際に想定される乾熱殺菌の状況よりも多量の粉体が堆積した状態で実施された可能性があった。

(以上につき、甲17・5ページ、甲18・5ページ、丙37・3ページ、 7、8ページ)。

- ⑥ 令和3年6月15日、外事一課は、本件噴霧乾燥器2と同型機を用いてエアノッカーを作動させて(細菌を含まない)粉体を製造し、粉体が堆積した状態で「乾燥室測定口」が57.9℃、同箇所と同じ形状であり、同箇所よりも熱源から遠い「サイクロン入口測定口」が85.5℃となる実験結果を取得(丙37・3ページ、乙49・4、5ページ、 8ページ)。

なお、外事一課においては、本件噴霧乾燥器1と同型機を用いて同様の実験をすることも検討したが、協力を得られる企業が見つからなかった(13ページ)。

- ⑦ 一審原告らは、令和3年5月25日から同月31日までの間(令和3年6月21日報告書作成)、上記⑤の令和3年2月15日の実験から32日間の実験を経て(甲121)、本件噴霧乾燥器2と同型機で大腸菌の粉体を製造し、別の機器を用いて乾熱処理を実施した結果、粉体層の厚さ1ミリ以上で大腸菌が死滅しないという実験結果(甲19)、本件噴霧乾燥器1と同型機で大腸菌の粉体製造を行った上、9時間の乾熱運転を行ったところ、「乾燥室測定口」では大腸菌が死滅したが、同箇所と同じ形状であり、同箇所よりも熱源から遠い「サイクロン入口測定口」では大腸菌が死滅しないという実験結果(甲20)、本件噴霧乾燥器2と同型機において同様の実験を行い、「乾燥室測定口」及び「サイクロン入口測定口」で大腸菌が死滅しないという実験結果(甲21)をそれぞれ取得。

- ⑧ その後、外事一課においては、 検事とともに、本件各噴霧乾燥器の

同型機を用いて病原性大腸菌の粉体を製造した上での殺菌実験や、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いて熱耐性が大腸菌と同程度であろうと想定されていた乳酸菌を製造した上での殺菌実験を行うことも検討したが、いずれも協力企業が見つからずに実現できなかった。

そして、外事一課において、粉体の乳酸菌が50度96時間の乾熱実験によっても死滅しないという実験結果を取得。

(以上につき、丙37・3ページ、 9、10ページ)

という経過を辿って公訴取消しに至っているのであって、原判決が指摘した一番原告会社の実験によって本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」の温度が59.2℃や53℃(上記②及び③)となった結果を得るまでには相当程度の回数の実験を繰り返さなければならなかったことがうかがわれることに加え、前記温度を計測したことから直ちに有罪立証が困難と判断されたものではない。

そして、上記②及び③のとおり、本件各噴霧乾燥器の「乾燥室測定口」と同じ形状であり、同箇所よりも熱源から遠くに設置されている「サイクロン入口測定口」はいずれも100℃近い温度にまで達していることからすれば、当時、より熱源に近い「乾燥室測定口」の温度が上がらないと認識することが容易であったとも認められない。

- (3) このように、当時、一番原告会社は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するため、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いて少なくとも72回の実験を実施したことが認められる(原判決101ページ参照。この点、甲121によれば、一番原告会社 は反証実験に107日間従事したことになっている。)。そして、第1事件の嫌疑で一番原告大川原ら3名が逮捕された令和2年3月11日の17日後である同月28日から実験を開始し、同日から約4か月後である同年7月21日に本件噴霧乾燥器2の「乾燥室測定口」の最高温度が59.2℃になることが初

めて判明したものと認められ、この間、33日も試験対応をしているのであるから（甲121号証「※試験対応日」の表のうち、「 107日」の欄参照）、この点のみをもってしても、外事一課において再実験を行ってれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所が対象となる細菌を殺菌できる温度に至らないことを容易に明らかにできたなどといえないことは、証拠上明白である。この点、一審原告らは実験の内訳を明らかにしていないため、一審原告会社 が試験対応した107日のうち、上記72回の実験がどの日に行われたのか不明であるところ、少なくとも、一審原告会社が実験開始日から本件噴霧乾燥器2の「乾燥室測定口」の最高温度が59.2℃になるまで33日もの日数をかけたことは明白であるから、この点を十分に考慮せずに、安易に「再実験を行ってれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所は対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことは容易に明らかにできた」と判示した原判決の判断は、審理不尽との評価を免れない（重ねていえば、一審原告会社においては、自社製品である本件各噴霧乾燥器の構造を熟知していたはずであるから、仮に原判決がいうように「容易に明らかにできた」といえるのであれば、「乾燥室測定口」の温度を測定するための実験を1回行えば直ちに「測定口」の温度が低くなることが明らかになったはずである。）。

- (4) さらに、自社製の噴霧乾燥器の構造に詳しいはずの一審原告会社が「乾燥室測定口」が59.2℃となる実験結果を取得するまでに、33日間を要していることや、前記3(5)のとおり、一審原告会社のエンジニアリング部社員が、運転方法を調整することで乾燥室内の細かいところにも熱風を行き渡らせることができる旨を供述していることなどを踏まえれば、運転方法によっては「乾燥室測定口」も「サイクロン入口測定口」と同等の100℃近い温度に達していた可能性もあり、そうであるならば、外事一課において「乾燥室測定口」の温度実験を行っていたとしても、本件要件ハを満たすとの判断に至っていた可能性が十分に認められる。

また、上記(2)④で述べたとおり、外事一課は50℃・9時間の熱処理で腸管出血性大腸菌が殺菌できるとの実験結果を得ていたのであるから、仮に「乾燥室測定口」の最高温度が59.2℃や53℃となるという実験結果しか得られなかったとしても、本件要件ハを満たすとの判断に至っていた可能性も認められるというべきである（なお、上記(2)⑥のとおり、（細菌を含まない）粉体を製造して、粉体が堆積した状態で温度測定を行っても、本件噴霧乾燥器2については「乾燥室測定口」の温度が57.9℃に達しているから、同箇所においても殺菌できると判断された可能性が高い。）。

- (5) 加えて、最終的に本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすことの立証が困難と判断されたのは、上記(2)⑦の本件各噴霧乾燥器で大腸菌の粉体を製造するという実験の結果によっている。そうした実験は、本件各噴霧乾燥器と同型機を所有する一審原告会社であるからこそ実施できたものであって、実機を所有していなかった外事一課において、当時、同様の実験を実施することは不可能であったといわざるを得ない。実際、上記(2)⑧のとおり、当時、外事一課においては、同様の実験を行うことを検討したものの、自社の機器で大腸菌等の粉体を製造した実験を行うことに協力してくれる企業は見つからず、実現できなかった状況が認められるし、本件各噴霧乾燥器は非常に高価なものであり、これを外事一課において購入した上で実験を行うことも事実上不可能であったといわざるを得ない。

そして、当時、細菌学の専門家からも、噴霧乾燥器内の温度とその温度の維持時間を計測する実験と、同じ温度と維持時間で細菌が死滅するかという実験を組み合わせる方法で殺菌能力の有無を立証することが合理的で適切な方法である旨や、実際に粉体の細菌を使用した実験はやる意味がない旨を聴取していたことからすれば（乙8の41・2、3ページ、乙8の43・2ページ、乙8の44・3ページ）、外事一課の当時の対応が特段不合理であったとは認められない。

- (6) 更にいえば、上記(2)⑦で述べたとおり、本件噴霧乾燥器1については、一審原告会社側が32日も試験対応をしてもなお、「乾燥室測定口」において大腸菌が死滅するという結果が出ているのであって、そうだとすると、かかる実験を外事一課において行うことができていたとしても、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハを満たすとの判断に至っていた可能性も十分にあったというべきである。
- (7) こうした事情を考慮すれば、当時、外事一課において一審原告大川原ら3名を逮捕するより前に本件各噴霧乾燥器の測定口の温度測定実験を行っていたら、同箇所が対象となる細菌を殺菌する温度に至らないことを容易に明らかにできたとする原判決の判断は、事実誤認や証拠評価の誤り、考慮不尽の違法があるといわざるを得ず、これらが判決に重大な影響を及ぼしていることは明らかである。

第5 本件任意取調べに関する原判決の誤り

原判決は、一審原告島田の故意に係る捜査では、外事一課の殺菌の解釈について説明した上で、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる装置であるか否かについて同人の認識を聴取する必要があったとした上で、一審原告島田の取調べメモや供述調書には、■■■■警部補が殺菌について微生物の伝染能力、感染力を破壊すると説明した以上に、特定の細菌であっても装置内部に存在するその全てを死滅させる必要がある旨説明したとするやり取りの記載がなく、単に殺菌できるなど具体性を欠いた記載がされるにとどまっていること、■■■■警部補が、■■■■警部補は殺菌に関する誤った解釈を示して「殺菌」に関する一審原告島田の供述を取ろうとした旨証言していることなどから、■■■■警部補の供述は不合理であり信用できないとして、同警部補は、一審原告島田に本件要件ハの「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上、一審原告島田に本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」をできる性能を持っていることを認める趣旨の

供述調書に署名指印するよう仕向けたと認めるのが相当であり、偽計を用いた取調べであると判示した（原判決93ないし96ページ）。

しかしながら、かかる原判決の判断は、取調べメモや供述調書の性質を理解せずに、重大な事実誤認あるいは著しい証拠評価の誤りが存在し、これらが判決に重大な影響を及ぼしたことは明白である。

以下、詳述する。

1 ■■■警部補が本件要件ハの誤った解釈を教示したとの原判決の判断が経験則・論理則に反する不合理な判断であり、一審原告島田は本件要件ハの「殺菌」の解釈を正しく認識していたこと

- (1) そもそも本件各事件は、生物兵器転用可能性が争われている事案であり、「殺菌」の目的が作業員の感染防止にあることは、当時、一審原告島田も含め、一審原告会社の従業員らの間では共通の認識であったといつてよい（このことは、CISTEC作成の「輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材」（ガイダンス）の解説にも明記されている。具体的には、「規制対象貨物・技術に全般的に共通する仕様は、研究や製造・保存過程において病原性微生物、ウィルス、毒素等の感染を防止するための洩れ・拡散を防止対策された機構・構造を具備していることである。」〔甲5・10ページ〕。しかも、この点に関し、一審原告島田も、ガイダンスの当該記載が自身の考えの基になっていると証言している〔島田2ページ〕。）。したがって、当該噴霧乾燥器で生物兵器として特定の細菌を用いた粉体を製造した後、残留した当該特定の細菌を「全て」死滅させることが当然の前提となっていた。にもかかわらず、特定の細菌が少しでも死ねば（生きている細菌があったとしても）本件要件ハの「殺菌」といえるなどという解釈（■■■警部補がこのような解釈を一審原告島田に告げた事実がないことは後述するとおりであるが、以下、便宜上、この誤った解釈のことを「本件要件ハの誤解釈」という。）を■■■警部補が一審原告島田に教示し、同人が本件要件ハの誤解釈が

正しいと認識し、供述調書に署名指印したという原判決の認定は、事実関係や証拠関係に照らし、著しく不合理なものといわざるを得ない。

- (2) 実際、当時、外事一課は、細菌学の有識者の助言を得て、100℃以上の乾熱で芽胞菌以外の細菌が死滅することを前提に、噴霧乾燥器が100℃以上の内部温度を何時間安定して維持できるかの解明を捜査の要点としていた。このため、平成30年12月以降、関係者の一斉取調べを展開した際、一審原告島田のみならず一審原告会社の多数の従業員から、熱風を噴霧乾燥器内部に行き渡らせることができるのか、噴霧乾燥器内の最低温箇所はどこかなどについて聴取をしていた（前記第4の3(2)の一審原告会社の従業員の各供述一覧参照）。

仮に、本件要件ハの誤解釈のように、細菌が少しでも死ねば「殺菌」に該当すると解するのであれば、上記のような「熱風を噴霧乾燥器内部に行き渡らせることができるのか」、「噴霧乾燥器内の最低温箇所はどこか」について捜査を行う必要はない。こうした点について捜査を行っている以上、外事一課が本件要件ハの誤解釈のような考え方を採っていないことは自明である。

- (3) また、一審原告島田は、噴霧乾燥器の輸出管理規制が開始されるより前から、一審原告会社の担当者として、当該規制の内容について経産省と折衝を行ってきた。平成24年1月に、AGにおいて噴霧乾燥器を新たに輸出管理規制の対象とすることが議論されていることを経産省担当者から聞いた際には、一審原告島田は、経産省やCISTECの担当者に対し、「入口温度から出口温度までを100℃等高い温度で保つと、滅菌、殺菌できる」と説明している（丙A83資料3）。また、同年2月には、一審原告島田は、亡相嶋と共に経産省担当者から「日本は『滅菌・殺菌の範囲を蒸気滅菌に限定すべき』と提案しているが、日本以外の各国がAG原文の『滅菌又は殺菌』に合意しているため、原文のままになる見込みです」との説明を受け（丙A84）、同年3月には、一審原告島田が自ら経産省担当者に対し、滅菌又

は殺菌の範囲を限定する目的で、「菌体を想定しているので蒸気滅菌としたほうがと提案しました。」とメールで提案したが、経産省担当者から、AG参加国と協議した結果として、「乾燥滅菌でもある程度滅菌が出来るものことなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず包括的な文言にせざるを得ないのではないかと思います。」とのメール回答を受信している（丙A86）。その結果、同年4月25日の一審原告会社の4月度営業会議において、一審原告島田自身が、噴霧乾燥器の輸出について「基本的に許可申請が必要」と説明している（丙A87資料3）。その後、本件要件ハについては、平成25年8月、パブリックコメントの際に、一審原告大川原の依頼を受けた株式会社■■■■の■■■■が規制対象となる噴霧乾燥器の範囲を限定する目的で意見を提出したが、当該意見は反映されず、原案どおり「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定され、同年10月に輸出管理規制が開始された。（丙A90、丙21）。

こうした経緯から明らかなおり、一審原告島田は、噴霧乾燥器の輸出管理規制に精通しており、同規制の目的が、噴霧乾燥器が海外で生物兵器の製造に悪用されることを防止することにあることを熟知している。それ故に、本件要件ハの目的が、噴霧乾燥器の内部に残った生物兵器によって作業員が感染することの防止にあることも理解している。感染防止のための殺菌である以上、噴霧乾燥器内に残留した細菌に作業員が感染しない状態にまで殺菌しなければならないことは当然の理であり、細菌が少しでも死ねば、生きている細菌があっても殺菌したといえるとの誤解を一審原告島田にさせることなどそもそも不可能である。

- (4) さらに、一審原告島田は、一審原告会社製の噴霧乾燥器において、熱風によりその内部を90℃に保ち、殺菌するという方法を顧客に提案した経験を有している。

本件噴霧乾燥器1の輸出の約6か月前に当たる平成27年11月30日か

ら12月3日までの間、一審原告島田は、一審原告会社の噴霧乾燥器ODB-54を購入した[REDACTED]から「噴霧乾燥器で製造する粉末から菌が検出された」旨の相談を受け、一審原告会社[REDACTED]と2人で米国に所在する同社の工場を訪問した。同社の担当者は、一審原告島田及び一審原告会社[REDACTED]に対し、「乾燥室からダクト、メインサイクロンまではガス炉の熱源で90℃の熱風を発生させて乾燥・殺菌している。菌の発生場所が特定できていない現状、乾燥室等と同様に、ニューマラインにも90℃位の熱風をあてて殺菌したいがどうしたらよいか」と述べ、一審原告島田及び一審原告会社[REDACTED]は、当該工場において、噴霧乾燥器ODB-54を運転させて実証実験を行った（以上につき、丙34・1ないし5ページ）。

一審原告島田は、帰国後、自ら出張報告書を作成しており、その中には「ODB-54のニューマ温度上昇の確認（滅菌用として使用のため）」、「FA-07、及びキャンパスの許容温度、3～4時間で使用可能か確認。（90℃）」などの記載がある。これは、一審原告島田自身が、[REDACTED]の要望を受け、「噴霧乾燥器の内部を殺菌するために90℃の状態を3～4時間保つことが可能か」を確認したことを意味する（以上につき、丙34資料1）。

また、当該工場での実証実験の結果を踏まえ、一審原告会社は、平成27年12月10日付けで[REDACTED]宛ての設備点検報告書を作成しており、その中には「菌について、今後の対策提案」、「2-2 CY-2 PNEUMATIC CYCLONEまでの加温【略】熱風入口温度195℃、排気温度160℃の運転にてCY-2 PNEUMATIC CYCLONEを90℃まで上昇可能であった。」、「項目2-2の運転にて乾燥、殺菌は可能と判断します。」などの記載がある。これは、一審原告会社が、同社製の噴霧乾燥器ODB-54について、「熱風により内部を90℃の状態に保つことにより殺菌することが可能である」と正式に判断し、顧客であ

る[]に回答したことを意味する（以上につき、丙34資料2）。

そして、[]との間で使用していた「殺菌」という言葉が、「特定の細菌が一部でも死ぬこと」を指すわけではなく、「[]が検出したとされる特定の菌が全て死滅すること」を指すことは自明である。顧客との対話の中で「殺菌とは、特定の菌が全て死滅することを指す」との常識的な認識を有しており、かつ、[]の米国工場において、噴霧乾燥器の内部を殺菌するために90℃の状態を維持する実証実験を自ら行っていた一審原告島田が、そのわずか半年後である本件噴霧乾燥器1の輸出の時点や、その後の本件各事件の捜査の時点で、「特定の細菌が一部でも死ねば『殺菌』に当たる」等と誤解していたとはおよそ考え難い。

- (5) 加えて、一審原告会社は、令和元年8月2日付けで「外為法第48条第1項定める許可の必要な「噴霧乾燥器」にかかる該非判定について、社内規程を作成するにあたっての考え方（輸出令第1条、同令別表第一・三の二（二）5の2、貨物等省令第2条の2第2項第5号の2関連）」と題する文書を作成し、これを経産省に提出している。

当該文書6頁9行目以降には、本件要件ハの解釈に関し、「当社は、当該文言の解釈について経済産業省貿易審査課に本年1月21日に問い合わせた際、同課[]氏より「全ての方法（乾熱、薬液、湿熱等）で、分解せずに滅菌又は殺菌をすることが可能な装置は全て該当する。空焚きすれば殺菌できるので、噴霧乾燥器はこれに該当する。曝露防止、飛散防止、材質、構造は関係ない。」とのコメントを得た。」との記載がある。ここに言う「本年1月21日」とは平成31年1月21日のことであり、経産省に問い合わせたのは一審原告島田自身と認められる（乙6の6・4ページ参照）。つまり、一審原告島田は、最初の供述調書の作成日（平成31年1月29日）の約1週間前の時点で、本件要件ハの解釈を経産省に問い合わせ、「空焚きすれば

殺菌できるので、噴霧乾燥器はこれに該当する」との回答を得ていたと認められる。

また、当該文書5頁8行目以降には、滅菌・殺菌の目的として「製造業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく」との記載があり、5頁15行目以降には「滅菌・殺菌の意義については、運用通達において、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」との定めがある。」との記載があり、6頁33行目以降には「化学物質の使用により殺菌することができるものとは、分解等を行わずに、化学物質の使用により、当該装置から生きている微生物を除去することができるものあるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができ、これにより繰り返し生物製剤等の噴霧乾燥を行うことができるもの、をいうものと解される。」との記載がある。最後の記載中、「これにより繰り返し生物製剤等の噴霧乾燥を行うことができる」の部分は本件要件ハとは無関係の内容であり、「化学物質の使用により」の部分は本件要件ハにこうした限定はないことから、いずれも考慮から外すとして、上記の記載を踏まえると、一審原告会社が「殺菌」という言葉を、作業員の感染防止の目的が達成できるよう「当該装置から生きている微生物を除去すること」又は「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊すること」と解していることは明らかである。そしてこの一審原告会社の見解は、「細菌を少しでも殺すこと」すなわち微生物の量を低減することという解釈と、整合しないことも自明である。このような一審原告会社の正式な見解を、一審原告島田が知らないはずはなく、また、上記の記載の中で引用されている「運用通達」は、平成31年2月8日の取調べにおいて、 警部補が一審原告島田に示している（乙6の7・3ペー

ジ)。

こうしたことを踏まえると、一審原告島田が「細菌が少しでも死ねば、生きている細菌があっても殺菌したといえる」との誤解をしていたとは考えられず、また、■■■■警部補が一審原告島田にそのような誤解をさせようとしたという事実も存在しない。なお、更に付言すると、上記の記載の中で言及されているとおり、「運用通達」には「当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」との記載が存在する。仮に■■■■警部補が一審原告島田に「細菌が少しでも死ねば殺菌に当たる」と誤解させようとしていたのであれば、「運用通達」を示したときに、「微生物の量を低減するだけでは、殺菌に当たらない」との反論を招くであろうことは容易に想像できる。したがって、誤解させようとする事と「運用通達」を示すことは相矛盾する行為であり、このことから■■■■警部補が一審原告島田に誤解をさせようとした事実がないことは明らかである。

- (6) このほかにも、一審原告島田自身が、「殺菌」の解釈について正しく理解していた状況が認められる。

例えば、一審原告島田は、平成31年4月25日に、「クロスフローの滅菌・殺菌の解釈が噴霧乾燥器に準用されるのであれば、やはり、高度な殺菌ができるものが規制対象になるはず。」「感染力を破壊することができるというのは、高度な殺菌ができることを意味している。」(乙6の17・1ページ)と、細菌を「全て」死滅させることを当然の前提として説明をしている。少なくとも、特定の細菌が少しでも死ねば「殺菌」に当たるという理解でなかったことは明らかである。

また、一審原告島田は、平成31年1月29日に、平成24年1月当時の認識として、「噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、その内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌が死滅すると考えていた」(丙A83・5ページ)と供述している。

さらに、令和元年12月6日には、「SDを乾燥運転つまり空焚きをすれば、装置内部が高温となり、内部を殺菌できることは当たり前のことである。」、「一般的な細菌であれば、100度程度で死ぬということは知っていた。」、「入口温度を200度に設定して乾燥運転をすれば、(中略)バグフィルタ下部が110～120度(中略)ほどの温度分布になるはずである。その際、内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタ下部のはず。」(乙6の36・1ページ)などと述べている。

このように、一審原告島田自身が、噴霧乾燥器内を高温に保つことによる殺菌や、噴霧乾燥器内の最低温箇所について言及しており、同人が本件要件への「殺菌」の定義について誤解をしていないことは明らかである。

このほかにも、平成31年2月8日の取調べにおいては、一審原告島田に対して、[REDACTED]警部補が本件通達の解釈^{*1}を示して、殺菌が「当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」をいうことを明示している(乙6の7・3ページ)ほか、同通達の内容については、亡相嶋の同年2月14日付けのメールにより、一審原告島田に対しても共有されている事実が認められる(乙6の8・2ページ)。また、平成31年4月25日の取調べにおいては、本件通達を用いて、「殺菌」の解釈は「微生物の伝染能力を破壊すること」であり、「相嶋も、大腸菌は40度、一般的な病原菌も80度程度で死滅すると言っている。それ以上の環境を一定時間維持すれ

*1 「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈は、物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。ただし、当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない(乙3・1116ページ参照)。

ば、全て死滅して、感染する危険性もないのでは。」（乙6の17・1ページ）と、本件要件ハの「殺菌」の解釈が、特定の細菌を死滅させることである旨教示しているし、令和元年5月3日の取調べにおいては、「打ち合わせで、経産省の■さんから『どのような方法で、装置内部の滅菌・殺菌ができますか』といった質問に対し、私が『装置の入口から出口までを100度程度の温度に保てばできる』と回答したので、議事録には『滅菌、殺菌できる』とまとめて記録^{*2}されたはず。私としては、当時から、滅菌は菌がない状態にすること、殺菌は菌を殺すことという認識でいたので、この方法によって、少なくとも菌を死滅させる、つまり殺菌はすることができるという考えで、このように回答をした」（乙6の18）と説明しているところ、単に熱風を送り込んだだけでも、少しでもあれば細菌が死ぬのは当然であるから、「細菌が少しでも死ねば、生きている細菌があっても殺菌といえる」と考えていたとしたら、装置の入口から出口を100℃程度に（一定の時間）保つという具体的な方法や条件を説明することはあり得ない。そもそも、「死滅」とは、「死に絶えること。残らず死んでほろびること」を意味するのであるから（岩波書店刊・広辞苑〔第7版〕）、上記のとおり「死滅」という表現がされていること自体、特定の細菌が残らず死んで滅びることを意味していると考えるのが妥当である。

この点、一審原告島田の供述調書にも、「噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込み、その内部を一定時間100度程度の高温に保てば、大腸菌レベルの一般的な細菌が死滅すると考えていた」（丙A83・5ページ）と、一定時間100度程度の高温に保てば一般的な細菌が残らず死んで滅びると考えていたということが示されており、かかる供述調書は、一審原告島

*2 丙A83の一審原告島田の供述調書添付の資料3参照

田もその内容を確認した上で署名指印していることを認めているのであるから（島田30、31ページ）、一審原告島田は「殺菌」の解釈を正しく理解していたと評価するのが相当である（百歩譲って、一審原告島田が本当に「殺菌」の解釈を正しく理解せず取調べに臨んでいたとしても、上記の状況に鑑みれば、[REDACTED]警部補においてそのことを認識することは極めて困難であったというべきである。）。

- (7) そして、当時、捜査を受けていた一審原告会社の従業員らは、いずれも「殺菌」の解釈について正しく理解した上で取調べ等に応じていた状況が認められる。例えば、一審原告島田と同様に、本件各事件の被疑者として任意の取調べを受けていた亡相嶋は、本件亡相嶋メールのとおり、取調べが開始された平成31年1月15日の約2週間後である平成31年1月28日に、一審原告大川原、一審原告島田及び[REDACTED]の[REDACTED]に対し、警察が一審原告会社製の噴霧乾燥器で温度測定実験を行い、「殺菌」ができたとの結果を得ていること、これに対し、マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌ができないことという警察の実験方法や亡相嶋自身の考えを伝えている（甲27）。つまり、亡相嶋は、外事一課が、本件要件ハの「殺菌」について、装置内部に存在する特定の細菌を全て死滅させることを指すと解しており、「細菌が少しでも死ねば、生きている細菌があっても『殺菌した』といえる」との解釈は採っていないことを認識していたといえる。

また、一審原告大川原は、令和元年11月19日の取調べにおいて、「『ハ』について、結果としても『殺菌』できないように、例えば、出口温度が120℃、30分続いた段階で電源が落ちるセーフティー機能を付ける案を考えている。もっとも、このセーフティー機能をつけるのは輸出するSDだけにする」（乙50・3ページ）と説明している。つまり、外事一課が本件要件ハの「殺菌」について、少なくとも、特定の細菌を死滅させること

(菌が残っているのは「殺菌」とはいえない。)と解釈していることを認識している。

さらに、エンジニアリング部の■■■■である■■■■は「殺菌ならできると思う。牛乳の低温殺菌も70℃くらいと聞きますから、SDの熱風を当てれば芽胞菌は難しいが、熱に弱い菌は死滅するでしょう」(乙7の7・3ページ)、エンジニアリング部の■■■■である■■■■は「当社の噴霧乾燥器は、大小様々な機種がありますが、入口温度の設定を上げて高温の熱風にすれば、末端の排風機まで一定の高温を維持することができるので、機械内部の大腸菌も殺菌することができます。そのほかに、自動洗浄装置により薬液で殺菌することもできます(引用者注記：乾熱によるものも薬液によるものも同じ「殺菌」という語句を使っていることから、特定の細菌を死滅させることを「殺菌」と理解していると認められる。)。よって、ハについても該当するものと思います。」(乙23・5ページ)、海外営業部■■■■である■■■■は「SDを入口温度150～120℃、出口温度100℃くらいの設定にして乾燥運転すれば、中にある菌は全て死ぬので、殺菌できると言える」(乙7の2・2ページ)、現■■■■・元開発部■■■■である■■■■は「省令のハに関して言えば、大腸菌をはじめとした一般菌であれば、噴霧乾燥器の入口温度を200℃に設定してある程度の時間稼働させれば十分に死滅させることが可能となります」(乙21・9ページ)、エンジニアリング部■■■■である一審原告■■■■は「自分であれば、殺菌できないように噴霧乾燥器を設計すると思います。水が残るようにするとか、温度が上がらない場所を作るとか。(引用者注記：温度が上がらない場所を作って殺菌できないようにするという認識は、細菌が生き残っていれば「殺菌」にならないという認識ということである。)」(乙5の1・4ページ)と述べ、「殺菌」が少なくとも特定の細菌を死滅させることを意味することを前提として説明している。

加えて、エンジニアリング部の■■■■である■■■■は、「スプレードライヤで菌を粉体化させた後、装置内部に残った菌を死滅させる方法として、構造上、スプレードライヤが発する熱風を装置内に送り込む方法が考えられます。（中略）よって、当社のスプレードライヤは、乾熱の方法により、定置した状態で内部に残存する特定の菌を死滅、要するに殺菌することができると考えられます。」（乙29・4ページ）と、噴霧乾燥器内部に残った特定の菌を死滅させることを「殺菌」と理解した上で供述をしていることに加え、一審原告会社の噴霧乾燥器は内部に熱風が行き渡るため殺菌できる旨を述べた複数の従業員（乙26・6ページ、丙33・3ページ）は、熱風が行き渡らなければ殺菌できない、つまり、細菌が生き残れば「殺菌」にならないという認識を有していたと認められる。更にいえば、前記第4の3(6)のとおり、一審原告会社■■■■らは温度が低くなる可能性がある箇所について言及し、温度が低い箇所があれば殺菌できないとの趣旨のことを説明しているが、これらの説明は、「殺菌」が特定の細菌を死滅させると解釈していなければ言及しない発言である。

そして、一審原告会社の■■■■の■■■■が「それぞれの社員が警察で取調べを受けていますが、その内容については、私のところで集約し、社長に随時報告している状況です。」（乙51・7ページ）、海外営業部■■■■が「いつもは取調べが終わると、■■■■に取調べ内容を口頭連絡することになっている」（乙52・2ページ）とそれぞれ供述していることからすれば、各従業員が外事一課からいかなる内容について聴取を受けたかという情報は、一審原告会社の関係者の間で共有されていたことは優に推認されるというべきである。本件亡相嶋メールが一審原告大川原、一審原告島田及び■■■■の■■■■に送信されていたのはその一例であり、実際に、一審原告島田は、平成31年2月15日の取調べにおいて、「相嶋から『警察の取調べで、滅菌・殺菌の解釈について聞いた。解釈の内容は、かなり高度のことを言って

いる。』旨のメールが来た」（乙6の8・2ページ）と述べ、亡相嶋から外事一課の本件要件ハの解釈を聞いていたことがうかがわれる。

こうした事情を考慮すれば、一審原告大川原及び亡相嶋並びに他の多くの従業員が、本件要件ハの「殺菌」を、特定の細菌を死滅させること（菌が残っているのは「殺菌」とはいえない。）と理解していた中で、一審原告島田のみが、本件要件ハの「殺菌」の解釈を誤解していたという一審原告らの主張は極めて不自然であり、一審原告島田が捜査段階で自分自身の故意と一審原告大川原及び亡相嶋の関与を認める供述をしたことを弁解するために、事実と異なる説明をせざるを得なかったものと認められる。

- (8) そもそも、原判決が認定したような、 警部補が一審原告島田に対して意図的に本件要件ハの誤解釈を教示するということ自体、あり得ないことといわざるを得ない。

まず、 警部補は、合計39回に渡り、一審原告島田に対し任意の取調べを行っており、その中で一審原告島田が一審原告会社の輸出管理規程の作成者であり、かつ、同社の該非判定委員会の委員であることや、その過程で輸出管理規制の仕組みについて熱心に研究していたこと、さらには噴霧乾燥器の輸出管理規制が開始されるより前から経産省とメールや電話、直接の面会等により何度もやり取りをしていたことを把握していた（乙6の5）。したがって、仮に 警部補が一審原告島田に本件要件ハの誤解釈が正しいと認識させる、すなわち、殺菌処理をした結果として細菌が少しでも死ねば、生きている細菌があっても殺菌したといえると誤解させようとしても、一審原告島田が経産省に「殺菌」の解釈を確認すれば、たちまちに虚偽の事実を告げたことが露見することになることを十分に認識していたはずである。

この点付言すれば、一審原告島田は、本件任意取調べが開始された平成30年12月11日の翌月である平成31年1月29日より前に、「今、輸出案件を6件抱えており、経産省がハについては『曝露防止は要件に含ま

ない』と言うので、全て申請をしないとしない。経産省から必要書類や申請書類の書き方を聞いているが、大変なことになっている」（乙6の6・4ページ）と■■■■警部補に説明しているとおおり、実際に■■■■警部補の取調べが開始されてから、一審原告島田は経産省に本件要件ハについて相談していることが認められるのである。

また、前記(7)のとおり、各従業員がいかなる内容について聴取を受け、どのように供述したかという情報は、一審原告会社の関係者の間で共有されていたことがうかがわれる中で、一審原告島田に対して本件要件ハの誤解釈を教示すれば、一審原告会社内部での情報共有の過程で露見することは必至である。

さらに、本件任意取調べが開始された頃には、一審原告島田は一審原告大川原と共に本件訴訟の一審原告ら訴訟代理人弁護士である高田剛弁護士に対して本件各事件の捜査対象となっていることに関して相談していることも把握しており（乙6の6・3ページ）、場合によっては、虚偽の事柄を告げられたことを理由として刑事告訴等されるおそれがあることを当然認識し得たといえる。

こうした状況に照らすと、■■■■警部補がこうしたリスクを冒して一審原告島田に対して本件要件ハの解釈について誤解させようとするとはおよそ考えられず、原判決の判断は経験則又は論理則に反した不合理な判断であるといわざるを得ない。

- (9) 前記(1)ないし(8)のとおり、一審原告島田については、「特定の細菌が一部でも死ねば『殺菌』に当たる」などと誤解するはずがないし、また、■■■■警部補が一審原告島田をそうした誤解に陥らせることも不可能であり、その合理性も認められないことは、各種の証拠等から明らかである。にもかかわらず、一審原告島田は本件要件ハの誤解釈を主張しているが、そのことはすなわち、一審原告島田の各証言は著しく信用性を欠くものであることを示して

いるというべきである。

2 取調べメモや供述調書に[]警部補が「殺菌」の解釈を説明したことが記載されていないとしても何ら不自然ではないこと

- (1) 原判決は、一審原告島田を取り調べた際に作成された取調べメモや供述調書に、[]警部補が本件要件への解釈を説明したことが記載されていないことを重視して、[]警部補が本件要件への誤解釈を教示した旨判示している。
- (2) しかしながら、取調べメモは、主に取調べの相手方の言動を記載するものであり、取調べ官や相手方の発言を全て網羅的に記載するものではなく要点を記載するものであるところ（[]4 1 ページ。なお、例えば、乙6の1を見れば分かるとおり、5時間44分の取調べ時間で取調べメモは2ページ半程度しか記載されていないことから明らかである。）、本件各事件は、特定の噴霧乾燥器に生物兵器転用可能性があるかが問題となっていた事案であるため、その手法（蒸気、薬液あるいは乾熱なのか等）や対象の細菌（全ての細菌なのか、特定の細菌なのか等）に争いが生じることは考えられても、噴霧乾燥器で細菌粉体を製造した後に当該細菌を死滅させなければ規制該当といえないことは当然の理であったから、細菌が死滅しなければならないという至極当然のことが取調べメモに記載されていないとしても、特段不自然・不合理とはいえない。

また、供述調書は、取調べの過程において相手方が述べた供述を逐一記載することは要せず、最終的な供述内容を記載すれば足りるとされているから（札幌高裁平成26年6月3日判決・訟務月報61巻5号893ページ参照）、上述のとおり当然の理である「細菌が死滅する（細菌が生き残っていないといけない）」ということ供述調書に記載していないことも特段不自然・不合理とはいえない。

- (3) 前述のとおり、[]警部補は、本件任意取調べにおいて、高温の環境を一定時間維持すれば細菌が「死滅」するのではないかという、正しい「殺菌」

の解釈を示している事実があるし、噴霧乾燥器で乾燥粉体を製造した後に当該細菌を死滅させることが当然の理であったのであるから、本件任意取調べにおいて、「殺菌」の正しい解釈を説明したことが取調べメモや供述調書に明示的に記載されていなかったとしても、特段不自然・不合理とはいえない。この点に関し、原判決には、取調べメモ及び供述調書に記載がないことを理由に、[]警部補が本件要件への誤解釈を一審原告島田に対して教示して、本件要件への「殺菌」の解釈をあえて誤解させたという著しい事実誤認や証拠評価の誤りがあり、これらが判決に重大な影響を及ぼしていることは明らかである。

3 []警部補が「殺菌」の解釈をあえて誤解させたと認定する上で[]警部補の証言を根拠とした原判決の判断が誤っていること

(1) 原判決は、[]警部補が、[]警部補が一審原告島田の取調べの際、本件要件への誤解釈を示して「殺菌」に関する一審原告島田の供述を取ろうとした旨証言していることを、[]警部補が「殺菌」の解釈をあえて誤解させたと認定する上での根拠としている。

(2) しかしながら、この点に関する[]警部補の証言は「（[]警部補が、熱風により菌がある程度死ねば殺菌できると言えるという間違った解釈を示して、これを前提に殺菌に関する島田さんの供述を取ろうとしたっていうことを）聞いたことあります。」「（[]警部補だけじゃなくて、他の捜査員もそういう殺菌概念を少しずつ誘導っていうか、聴取を行うっていう手法が）行われていました。」と証言し、それらは捜査幹部からの指示により行われていたなどと、一旦は、幹部の指示によって殺菌の解釈を誘導して聴取を行う手法をとっていた旨証言したものの（[]20ページ）、その後、[]警部補は「（捜査幹部が）どういう指示をしたかというのは聞いていません」と、捜査幹部がどういう指示をしたか聞いていない旨証言を後退させている（[]36ページ）。また、前記第4の3(2)で掲記した一審原告会社

社員の各供述一覧を見ても、[]警部補がというような、単に熱が当たって死ぬから殺菌と思っていたという説明をした社員はいない上、[]警部補が批判する一審原告島田の取調べにおいても、[]警部補は本件要件ハの「殺菌」の解釈が記載されている本件通達を示した上、「殺菌」は特定の細菌が死滅することを意味する旨説明しているのである（乙6の7・3ページ、乙6の17・1ページ）。

(3) そして、一審原告島田の取調官であった[]警部補はもとより、取調べ補助者であった外事一課[]巡查部長（以下「[]巡查部長」という。）も、[]警部補が本件要件ハの誤解釈を告げたことを否定している（[]19ページ、乙53・1、2ページ）。

(4) そうすると、[]警部補の上記証言は、単なる憶測によって[]警部補や他の外事一課員の取調べを批判するものにすぎず、証拠としての価値は著しく低いことが明白であるにもかかわらず、これを[]警部補が「殺菌」の解釈をあえて誤解させたと認定する上での根拠とすることは誤りである。

第6 本件弁解録取に関する原判決の誤り

原判決は、本件弁解録取書2の内容は、本件が組織的犯行であるとの外事一課の見立てに沿った内容であって、一審原告会社及び一審原告大川原ら3名の有罪立証に有効な証拠であるのみならず、今後一審原告島田が組織的犯行を否定した場合に、同人の供述が一貫していないことを示す重要な証拠になり得るため安易に破棄することは考え難いこと、[]警部補自身、一審原告島田から本件弁解録取書2の訂正を求められた直後に[]警部にその対応を相談するなど本件弁解録取書2の取扱いを慎重に行っていると考えられることに照らすと、過失によって破棄したとの[]警部補の証言は不自然であって信用できず、[]警部補及び[]警部補が本件弁解録取に立ち会っていた[]巡查部長から聞いたと証言した内容が、[]警部補が本件記載箇所を修正したように装って本

件弁解録取書2に署名指印させたとの一審原告島田の供述と合致することから一審原告島田の供述は信用できるとして、■■■■警部補は、一審原告島田の弁解録取書を作成するに当たり、一審原告島田の指摘に沿った修正をしたよう装い、一審原告島田を欺罔して、実際には一審原告島田が発言していない内容を記載した本件弁解録取書2を作成し、同人に署名指印をさせたと判示した（原判決97ないし100ページ）。

しかしながら、かかる原判決の判断は、本件弁解録取書2を過失によって破棄したとの■■■■警部補の証言を合理的な根拠に基づかずに否定し、伝聞であつて証拠価値の乏しい■■■■警部補及び■■■■警部補の証言を根拠に一審原告島田の不合理な供述を採用するなど、重大な事実誤認あるいは著しい証拠評価の誤りが存在し、これらが判決に重大な影響を及ぼしたことは明白である。

以下、詳述する。

- 1 本件弁解録取時の状況について、原判決には明白な事実誤認があること
 - (1) 原判決は、一審原告島田の供述に沿って、以下のとおり事実認定した上で、■■■■警部補が欺罔を用いて本件弁解録取書2を作成したと判示した。
 - ① ■■■■警部補は、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき」（本件記載箇所）との記載がある本件弁解録取書を一審原告島田に示した。
 - ② 一審原告島田は、本件記載箇所を「ガイダンスに従って、許可の申請の要らないものと考え輸出した」との文言に修正するよう求めた。
 - ③ ■■■■警部補は、一審原告島田の要請どおりに修正したように装って、本件記載箇所を「社長らと共謀して無許可で輸出した」という内容に書き換えた本件弁解録取書2を一審原告島田に示して署名指印を求めた。
 - ④ 一審原告島田は、本件弁解録取書2を確認することなく署名指印した。
 - ⑤ 一審原告島田は、本件弁解録取書2が求めた修正内容とは異なる内容に修正されていることに気づき、■■■■警部補に強く抗議したところ、同警部

補は当初の文言から本件記載箇所を削除した本件弁解録取書3を作成した。

- ⑥ 一審原告島田は、本件弁解録取書3に署名指印した。
- ⑦ ■■■警部補は、本件弁解録取書2を自身で裁断して廃棄した。

(以上につき、原判決97、98ページ)

上記の事実は、一審原告島田の陳述書や尋問における供述に拠って認定されているところ、一審原告島田の陳述書では、

- 最初の弁解録取書を確認したところ、「私は、弊社の噴霧乾燥器『スプレードライヤーRL-5』が輸出規制に該当する不安を抱えながらも、社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき、経済産業省に該否の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出した」との記載がされていた。
- そのため、一審原告島田が■■■警部補に対して、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき」の箇所（本件記載箇所）を削除しなければ署名指印しないと行って、本件記載箇所の削除を求めた。
- これを受けて、■■■警部補は修正すると言ってパソコンのキーボードを叩き、再度、弁解録取書①を一審原告島田に手渡し、一審原告島田は本件記載箇所が修正されているものと信じ込み、署名指印した。
- その後、一審原告島田が弁解録取書①を念のため読み返したところ、実際には本件記載箇所が修正されていないことに気付いた。
- 一審原告島田が強く抗議したところ、■■■警部補は「じゃあ作り直します」と言ったので、一審原告島田は■■■警部補に対し、本件記載箇所の削除に加え、細かい表現についても、訂正したい箇所をひとつひとつ指摘した。
- しかしながら、一審原告島田が指摘したとおりにには十分に修正されないまま、■■■警部補は新たに弁解録取書②を印刷し、一審原告島田に手渡し

た。

- 一審原告島田は、自分が指摘した「ガイドンスに従って無許可で輸出した」という部分が反映されず、「不安を抱えながら無許可で」という記載が残ったままだったが、仕方なく弁解録取書②に署名指印した。

となっている（甲162・7ページ）。

これに対し、一審原告島田は、尋問においては、

- 最初の弁解録取書に本件記載箇所の記載があったため、その部分を「ガイドンスに従って、許可の申請の要らないものと考えて輸出した」と修正するように求めた。
- ■■■警部補はいったん引き取って、直すと言ってコンピュータを叩き、再度弁解録取書①を一審原告島田に手渡したので、一審原告島田は修正がされているかを確認せずに署名指印した。
- 署名指印後に念のため読み返してみると、本件記載箇所が「社長らと共謀して無許可で輸出した」と書き換えられていた。
- 一審原告島田が抗議すると、■■■警部補は弁解録取書を作り直すと言ったので、一審原告島田が当初求めた修正箇所以外にも細かい部分について修正を求めたものの、受け入れられなかった。

となっており（島田19ないし22ページ）、事実関係が大きく異なっている。すなわち、一審原告島田は、陳述書では、最初の弁解録取書を確認した際には単に本件記載箇所の削除を要求するにとどまり、本件記載箇所が削除されたと思い込んで弁解録取書①に署名指印したと説明し、「ガイドンスに従って無許可で輸出した」という内容に変更するよう求めたのは、弁解録取書②の作成に当たったのこととして説明しているのに対し、尋問においては、最初の弁解録取書を確認した際に、本件記載箇所を「ガイドンスに従って無許可で輸出した」という内容に変更するよう求め、そのように修正されていると思い込んで弁解録取書①に署名指印したところ、本件記載箇所が「社長

らと共謀して無許可で輸出した」というまた別の内容に書き換えられていたと、著しく異なる説明をしている。単に本件記載箇所の削除を求めたのにそれが削除されていなかったのか、それとも、本件記載箇所を別の内容に修正するよう求めたのに、修正を求めた内容とはまた異なる内容を新たに記載していたのかというのは、単なる勘違いや記憶違いでは説明の付かない齟齬といわざるを得ず、同じ人物が同じ場面について自ら説明しているのに、その根幹ともいえる部分で相互に食い違っているのは、一審原告島田の主張の信用性を著しく損なうものであることは明らかである。にもかかわらず、上記の原判決の認定は、一審原告島田本人の中ですら整合しない事実を十分に精査することなく認定したものであり、この事実認定には問題があるとの評価を免れない。

- (2) 一方、■■■■警部補が証言等で説明する本件弁解録取時の状況は以下のとおりである。
- ① ■■■■警部補が一審原告島田に対し、逮捕状を提示して閲読させ、事実間違いがないか確認したところ、一審原告島田は「はい」と答え、何か言いたいことはあるかとの問いに対し、「逮捕ですか」とだけ答えた。
 - ② そこで、■■■■警部補がそれまでの本件任意取調べでの供述内容も踏まえて作成していた弁解録取書のドラフトを白紙に印字し、一審原告島田に内容を確認させた。
 - ③ すると、一審原告島田は、本件記載箇所（つまり「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する。』との方針に基づき」の部分）について、「社長と相嶋専務から指示されたわけではない」旨を申し立てた。
 - ④ ■■■■警部補は、それまでの本件任意取調べにおいて、一審原告島田が一審原告大川原や亡相嶋との共謀を認める供述をしていたことなどから、一審原告島田に対し、「社長、相嶋専務の了承なく、島田さん一人で決める

ことはあるんですか」と問いただしたところ、一審原告島田は、「確かにそれはそうです」と答えた。

- ⑤ ■■■警部補は、一審原告島田が弁解録取書のドラフトの内容に納得したものと受け止め、その内容を弁解録取書の用紙に印字した弁解録取書（以下「弁解録取書ア」という。）を作成し、一審原告島田に内容を確認させたところ、一審原告島田は弁解録取書アに署名指印した。
- ⑥ その後、しばらくして、一審原告島田が■■■警部補に対し、「ちょっと待ってください。やはり内容が違います。私が確認しないで署名をしてしまいました。この署名はなしにしてください」などと申し立てたことから、■■■警部補がどこが違うのか確認したところ、一審原告島田は、「私の言っていないことが入っているじゃないですか。大して確認しないで署名してしまいました。社長、相嶋さんと『非該当で輸出する。』と決めたわけではありません。この内容では納得できません。」などと申し立てた。
- ⑦ そこで、■■■警部補は、上司であり本件各事件の捜査主任官でもある■■■警部に状況を報告した上で、改めて一審原告島田から弁解を録取したところ、弁解録取書アの内容から本件記載箇所を削除すれば納得できる旨を申し立てたことから、改めて当該部分を削除した弁解録取書（以下「弁解録取書イ」という。）を作成印字し、一審原告島田に確認させた。
- ⑧ 一審原告島田は、内容を十分に確認した上で、「これで大丈夫です。」と言って弁解録取書イに署名指印した。
- ⑨ ■■■警部補は、一審原告島田が弁解録取書アについて「なかったことにしてほしい」などと強く求めており、■■■警部補自身も一審原告島田の意向に沿った内容の弁解録取書イを改めて作成しており、一審原告島田本人が納得していない弁解録取書アについては送致不要のものと誤認し、弁解録取書アを二つ折りにして取調室の机上に置いていた不要文書用の茶箱に入れ、そのまま誤って裁断してしまった。

というものであり（丙A125、 15ないし19ページ）、原判決が認定したような、欺罔を用いたものなどではない。

2 警部補の証言する内容に特段不自然な状況は認められないこと

(1) 当時、一審原告島田は、本件任意取調べにおいて、

① 噴霧乾燥器に対する輸出規制法令が公布・施行された当時、社内において、一審原告大川原、亡相嶋、私たち経営陣は、ここで、海外取引を止めるわけにいかない、今ここで契約している輸出案件の納期を遅らせるわけにもいかない、輸出許可申請となると、各種書類や手続も煩雑になるという考えで、会社として規制に対する解釈を明確にすることなく、規制条件である「定置した状態での滅菌又は殺菌」ができないという身勝手な該非判定のもと、非該当にする方針を決めた（丙A93・6、7ページ）。

② 私は、海外営業部の責任者として、会社への影響を考え、一審原告大川原や亡相嶋に相談・報告した上で、一審原告会社製噴霧乾燥器の輸出に影響が出ないように、経産省やCISTECの担当者に何度も意見や要望を出したものの、意見を聞き入れてもらえなかったため、一審原告会社は、自社製噴霧乾燥器の規制に対する該当性を何ら確認することなく、規制条件である「定置した状態での滅菌又は殺菌」ができないとの身勝手な判定のもと、会社として全器を非該当で輸出してきた（丙A110・5ページ）。

③ 規制前の平成25年9月下旬頃に本社社長室において、一審原告大川原が当時専務であった亡相嶋と私に、本件要件ハの項目の該非に関して「定置での滅菌又は殺菌ができない」という見解を示し、その後実施された平成25年10月7日の業務運営会議で、本件要件ハの項目を非該当として一審原告会社製噴霧乾燥器を輸出する方針が決定した。

平成25年10月7日の業務運営会議において、どういう装置であれば申請が必要となるのかという質問に対し、亡相嶋が、「経産省の考え方がおかしいんだよ。うちの装置は、定置での滅菌・殺菌はできない。だから、

非該当でいいんだよ。」と説明したが、この内容に対して一審原告大川原や私も含め誰も反対意見を言う人がいなかったことから、一審原告大川原の意向どおり、一審原告会社製の噴霧乾燥器を「非該当」とする社の方針が決まった。

一審原告会社として非該当との方針が示されたが、本来であれば、製造メーカーとして非該当であるとの検証結果や該非の判断基準を添えて経産省に確認する義務があったが、私、一審原告大川原や亡相嶋は、根拠なく本件要件ハの規制要件を非該当として、一審原告会社の噴霧乾燥器を輸出することに踏み切った。

(以上につき、丙A92・1、8、9ページ)

と記載された供述調書につき、■■■■警部補から読み聞かせを受け、閲覧して内容を確認した後、各葉欄外に指印した上、末尾に署名指印していた（なお、この点については、原判決も認定しているところである〔原判決96、97ページ〕）。したがって、本件弁解録取が行われるより前の本件任意取調べの段階で、一審原告島田が本件各事件について社長の一審原告大川原や顧問の亡相嶋と相談の上で許可申請をせずに輸出していたことを認めていたことは明らかである。その上で、■■■■警部補は、一審原告島田を第1事件で逮捕する際、同人に逮捕状を示し、一審原告大川原及び亡相嶋と共謀して経済産業大臣の許可を受けなければならない本件噴霧乾燥器1を許可を受けずに輸出した旨記載された犯罪事実の要旨を確認させ、事実関係に間違いがないか問いただしたところ、一審原告島田が「はい」と答えた（■■■■15ページ、乙54参照）ことを踏まえ、共謀を認める旨の供述を記載した弁解録取書のドラフトを示したのであって、一審原告島田が「社長と相嶋専務から指示されたわけではない」旨を申し立てた際に、■■■■警部補が、「社長、相嶋専務の了承なく、島田さん一人で決めることはあるんですか」と問いただしたところ、一審原告島田が「確かにそれはそうです」と答えたことから、■■■■警

部補は、一審原告島田が弁解録取書のドラフトの内容に納得したものと受け止め、その内容を弁解録取書の用紙に印字した弁解録取書アを作成したとの説明は自然で合理的である。

(2) また、弁解録取書アと弁解録取書イの違いは、単に共謀の部分のみであるところ、上記(1)①ないし③のとおり、一審原告島田が一審原告大川原及び亡相嶋と共謀したという組織的犯行を認める供述を録取した供述調書が複数存在していたことに加え、一審原告大川原の「この3人での話し合いが当社の輸出対象の噴霧乾燥器は非該当で輸出するという最終的な会社の方針と受け取った人がいるかもしれませんので、非該当と輸出するという方向性にはなったのかもしれませんが。」(丙A70・3ページ)との一審原告大川原ら3名の共謀を認める供述を録取した供述調書、亡相嶋の「2013年(平成25年)9月頃になると思いますが、本社3階の社長室において、社長、島田取締役、私の3人で、輸出規制開始後の対応について話し合いました。

(中略) 社長がこのまま『非該当』で行こうという方針を決定しましたので、私も社長の意向であればそうするしかないなと思い、異を唱えませんでした。

(中略) 以上が、噴霧乾燥器の規制直前に社長、島田取締役、私の3人で輸出規制に対する会社の方針を話し合った経緯です。」(丙A78・2ないし4ページ)との一審原告大川原ら3名の共謀を認める供述を録取した供述調書も存在していることも踏まえれば、当時、■■■■警部補において、本件弁解録取の段階で一審原告島田に欺罔を用いてまで共謀を認める供述が記載された弁解録取書を作成する必要性も認められない。

そうすると、■■■■警部補が「最初にとった弁解録取書(引用者注: 弁解録取書アのこと。そもそも本件記載箇所を「社長らと共謀して無許可で輸出した」という内容に書き換えたとする本件弁解録取書2など存在しない。)については、もう頭の中ではありませんでした。」(■■■■19ページ)と説明しているところ、一審原告島田の意向に沿った弁解録取書イを作成した以上、

訂正を申し立てられた弁解録取書アについては、不要な文書という認識で過って裁断してしまったという説明が不自然・不合理とは認められない。

- (3) この点に関し、原判決は、本件弁解録取書2には、本件が組織的犯行であるとの警視庁公安部の見立てに沿った内容（一審原告島田が一審原告大川原及び亡相嶋との共謀を認める内容）が記載されており、当該供述は今後一審原告島田が組織的犯行を否定した場合に、同人の供述が一貫していないことを示す重要な証拠になり得ることを理由に、安易に破棄することは考え難いと判示する。

しかしながら、上記(2)で述べたとおり、一審原告島田は、本件弁解録取が行われるより前の本件任意取調べの段階で、本件が組織的犯行であることを認めており、これを録取した供述調書が複数存在していたのであるから、逮捕後に一審原告島田が組織的犯行を否定したとしても、同人の供述が一貫していないことを示す証拠は既に十分に存在しており、弁解録取書アが特別重要な証拠になるとも認められない。さらに、一審原告大川原及び亡相嶋の共謀を認める供述を録取した供述調書も存在していたのであるから、一審原告島田を欺罔してまで本件弁解録取書2に虚偽の内容を記載する必要もなく、原判決の評価は、著しく誤ったものといわざるを得ない。

- (4) さらに、原判決は、■■■■警部補が、本件弁解録取書2の訂正を求められた直後に■■■■警部にその対応を相談したのであるから、本件弁解録取書2の取扱いを慎重に行っていたと考えられ、過失によって破棄したとの■■■■警部補の証言は不自然といわざるを得ないと判示するが、この点についても、失当であるといわざるを得ない。

このときの状況について、■■■■警部補は、「島田さんが社長と相嶋専務と非該当と決めたわけじゃない、そういった指示があったわけではないという、こういったことを言っていますと私は係長に報告しました。」、「書類（引用者注：弁解録取書ア）は持ち込まず、私から係長には口頭のみでの報告で

した。」(17、18ページ)と証言しているとおおり、一審原告島田の供述内容が本件任意取調べの際のものと異なること(換言すれば、否認に転じたこと)を報告したのであって、一審原告島田が署名指印をした弁解録取書アの事後の取扱いについて報告したわけではないのであるから、この点に関しての原判決の認定も、著しい事実誤認といわざるを得ない。

- (5) そもそも、被疑者が任意段階で共謀を認め、共犯者についても同様の供述が得られていた状況で、被疑者が弁解録取時に突然それまでの説明と明らかに矛盾する供述をした場合に、被疑者にその真意を確認し、一定の説得等を行うことや、捜査を指揮する立場にある上司にそのことを報告することは、取調官として至極当然のことというべきである。本件弁解録取において、警部補は、一審原告島田の言い分を確認し、上司であり本件各事件の捜査主任官でもある警部に対して報告を行った上で、一審原告島田の意向に沿った形で弁解録取書イを作成し直しているのであるから、当時の一連の手続に関し、警部補の対応に何らの問題も認められないことは明らかであり、弁解録取手続の過程で上司に報告を行ったことをもって何らかの不当な意図があったと推認することは誤りである。にもかかわらず、原判決は、上記(3)及び(4)のような誤った事実認識と証拠評価に基づき、警部補の証言の信用性を一方的に否定しているが、それが著しい事実誤認と証拠評価の誤りであることは明らかである。その一方で、原判決は、一審原告島田の証言の信用性を全面的に認めているが、一審原告島田の証言が客観的事実に照らして明らかに不自然・不合理であったり、一審原告島田自身の陳述書と証言に相互に食い違いがあったりすることは前述のとおりであり、この点においても、原判決に著しい事実誤認と証拠評価の誤りがあることは明らかである。
- (6) このほか、原判決は、警部補が本件記載箇所を修正したかのように装って本件弁解録取書2に署名指印させたことを、本件弁解録取に立ち会っていた巡査部長から聞いたとする警部補及び警部補の証言を、

一審原告島田の供述が信用できることの判断の根拠としているが、そもそも
警部補及び警部補の証言全体に信用性がないことは、被告都最終準備書面第4の1及び2（56ないし74ページ）で詳述したとおりである上、
原判決も認定するとおり伝聞であるから、同警部補らの証言を一審原告島田
の供述を裏付けるものと評価するのは相当ではない。

そして、警部補は、「警部補が弁録に言ってもいないことを書いて、それがばれて、島田さんが激高した、そういったことがあったと聞いて
おります。」（22ページ）と証言しているが、上記(1)で述べたとおり、
警部補が「言ってもいないこと」を弁解録取書に記載した事実はなく、
この点に関する警部補の証言は、巡査部長から聞いた内容を誤認し
たものか、単なる憶測であると評価せざるを得ない。

また、警部補は「警部補が、島田さんに弁録を取ったときに、そ
の訂正を求められて、そこを直したふりをして署名させた。それを島田さん
がたまたま見付けて、警察がこんなことするんだみたいなこと言われたと
から聞きました。」と証言するとともに、被疑者弁解録取状況報告書（丙
A125号証）は虚偽の公文書である旨証言し（21、22ページ）、
警部補は、「警部補が弁録に言ってもいないことを書いて、それが
ばれて、島田さんが激高した、そういったことがあったと聞いておりま
す。」（22ページ）と証言しているところ、同警部補らの証言を前提
とするならば、警部補は欺罔を用いてまで共謀を認める弁解録取書を作
成しようとしたことになるが、既に詳述したとおり、当該事実はもとより、
そのような行為に及ぶ必要性は一切ないから、やはり巡査部長から聞いた
内容を誤認したものか、単なる憶測であると評価せざるを得ない。

そして、この警部補や警部補の証言は、その内容の基となった
巡査部長自身の説明する事実関係とも大きく異なっている（乙53・4
ページ）。

そうすると、[]警部補及び[]警部補の上記証言は、[]巡査部長から聞いた内容を誤解したものか、単なる憶測によって[]警部補の本件弁解録取を批判するものにすぎず、証拠としての価値は著しく低いことが明白であるにもかかわらず、これらを一審原告島田の供述を裏付けるものと評価した原判決の判断に証拠評価の誤りがあることは明らかである。

3 []警部補が欺罔を用いた事実がないことは、被疑者弁解録取状況報告書の内容等からも明らかであること

- (1) 仮に、原判決が認定するように、[]警部補が欺罔を用いて弁解録取書を作成しようとしたのであれば、[]警部補としてはその事実を隠そうとするのが通常心理であると思われ、この点、一審原告らも、[]警部補が本件弁解録取書2を意図的に破棄し本件弁解録取の実態を隠蔽しようとしたことが同警部補が本件弁解録取が違法であることをよく認識していたことを強く推認させる事実であるなどと主張し、原判決も一審原告らのそれらの主張を認める内容となっている。

そうであれば、[]警部補は、その後に作成した被疑者弁解録取状況報告書（丙A125号証）についても、そうした違法な弁解録取の事実を隠蔽するために、自身にとって不利な内容は記載しないのが自然な行動であると思われるが、同報告書には「やはり内容が違います。」、「私の言っていないことが入っているじゃないですか。」と、[]警部補が欺罔しようとして試みたかのように受け取られるおそれのある不利な内容が記載されていることが認められる。それに加え、弁解録取書アから削除した本件記載箇所の内容についてもありのままに記載されている。

こうした状況に照らすと、同報告書には事実を殊更に隠蔽しようとした形跡はうかがわれないうべきであって（この点については、本件弁解録取に立ち会っていた[]巡査部長も、弁解録取書アは[]警部補の認識不足により誤って廃棄したものであり、故意に弁解録取書アを廃棄する必要や本件

弁解録取に隠蔽したいような事実もなかった旨を陳述している〔乙53・3ページ〕。）、同報告書の内容が当時の事実をありのままに記載したものであるとともに、それと整合する[]警部補の証言は信用性が高いものというべきである。

- (2) このほか、一審原告島田は、本件弁解録取に関して、本件記載箇所が削除されていると信じ込んで十分に確認せずに署名指印したと主張するが、一審原告島田は、本件任意取調べの段階で、供述調書を確認して修正するよう求めたのに応じてくれなかったことが何度もあったと供述し（島田12、13、16ページ）、さらに、供述調書の内容は確認していると供述している（島田30、31ページ）。にもかかわらず、本件弁解録取の際だけは、当初の記載内容を確認してその修正を具体的に求めたのに、実際に修正されているか確認もせずに署名指印したというのは（島田20ページ）、明らかに不自然かつ不合理であるし、この点をおくとしても、弁解録取書の本文が1枚に収まっている（丙A107参照）という形式に照らすと、仮に本当に一審原告島田が本件記載箇所を「ガイドンスに従って、許可の申請の要らないものと考え輸出した」という内容に修正するよう求めていたのであれば、そのとおり修正されていないことは、一審原告島田が本件弁解録取書2の欄外に指印した後に末尾に署名指印する際に否が応でも目に入り、直ちに認識できるのであるから、そもそも、一審原告島田が「ガイドンスに従って、許可の申請の要らないものと考えて輸出した」と修正を申し出た事実自体がなかったことの証左というべきである（このことは、上記1で述べたとおり、一審原告島田の陳述書（甲162）と尋問での証言との間に齟齬があることから明らかである。）。
- (3) 以上のことから、上記原判決の事実認定は、信用できる[]警部補の証言を排除し、不自然かつ不合理な一審原告島田の供述を採用するという証拠の取捨選択の誤りの結果、そもそも成立し難い事実を認定し、かつ、その根拠

とした証拠とも齟齬が生じているものであって、かかる判断が判決に重大な影響を及ぼしていることは明らかである。

第7 一審原告島田の主張は信用性に疑わしい点が随所に認められること

原判決では、特に「原告島田に対する取調べの違法性」及び「弁解録取書作成上の違法」に関し、一審原告島田の主張を一方的に採用する形で事実認定を行っているが、前記第5及び第6で詳述したとおり、一審原告島田の主張には、客観的事実と明らかに符合しない点や、噴霧乾燥器の輸出管理規制導入前後における一審原告会社及び一審原告島田自身の対応状況や本件各事件の捜査状況に照らして明らかに不自然で合理性を欠くと認められる点、さらには、その根幹部分で一審原告島田自身の陳述書と尋問における証言との間に合理的に説明の付かない齟齬が認められる点など、随所に疑わしい点が認められる。こうした状況に鑑みれば、一審原告島田の各主張には、事実に基づかないものや、単なる憶測で述べているに過ぎないもののほか、事実を殊更に誇張するなどしている点が相当程度含まれていることが明らかである。一審原告島田は、本件任意取調べにおいて、故意や共謀の事実を認める供述をしていたところであり、そのことを弁解する必要があったために、事実と異なる内容を述べざるを得なかったことは優に認められるところ、一審原告島田の主張を偏重して事実認定を行った原判決には、重大な事実誤認と証拠評価の誤りがあるというべきである。

第8 おわりに

以上述べたとおり、外事一課による本件逮捕及び██████警部補の本件任意取調べ及び本件弁解録取に違法を認めて一審被告都の損害賠償責任を肯定した原判決の判断には判決に影響を及ぼす重大な誤りがあり、本件逮捕及び██████警部補の職務行為に国賠法上の違法は認められないのであって、本訴請求に理由がな

いことは明白であるから、原判決中、控訴人（一審被告都）敗訴部分は取り消され、被控訴人ら（一審原告ら）による本訴請求はいずれも棄却されるべきである。

略 語 表

※ 本書面において新たに用いるもののほかは、原則として、原判決又は控訴人（一審被告都）の原審の例による。

【原告関係者】

一審原告会社	被控訴人大川原化工機株式会社
一審原告大川原ら3名	一審原告大川原、亡相嶋及び一審原告島田
一審原告ら	被控訴人ら
亡相嶋	相嶋静夫
一審原告島田	被控訴人島田順司
一審原告大川原	被控訴人大川原正明
一審原告会社 [黒]	一審原告会社従業員である [黒]
一審原告会社 [黒]	一審原告会社従業員である [黒]
一審原告会社 [黒]ら	一審原告会社 [黒] 及び同 [黒]
一審原告会社 [黒]	一審原告会社従業員である [黒]
一審原告 [黒]	一審原告 [黒]
一審原告会社 [黒]	一審原告会社従業員である [黒]

【被告関係】

一審被告都	控訴人東京都
被告都最終準備書面	一審被告都の令和5年9月15日付け準備書面(5)

【警視庁関係者】

外事一課	警視庁公安部外事第一課
外事一課員	外事一課に所属する警察官

警部補	外事一課 警部補
警部補	外事一課 警部補
巡査部長	外事一課 巡査部長
巡査部長	外事一課 巡査部長
警部補ら	警部補、 巡査部長、 巡査部長
警部補	外事一課 警部補
巡査部長	外事一課 巡査部長
警部	外事一課 警部
警部補	外事一課 警部補

【その他の関係者】

経産省	経済産業省
	株式会社
	株式会社
准教授	大学大学院医学研究院 准教授
検事	東京地方検察庁 検事
C I S T E C	一般財団法人安全保障貿易センター

【事件関係】

本件各事件	第1事件及び第2事件
本件各噴霧乾燥器	本件噴霧乾燥器1及び2
本件噴霧乾燥器1	噴霧乾燥器RL-5
本件噴霧乾燥器2	噴霧乾燥器L-8i
本件任意取調べ	原告島田に対する平成30年12月11日から令和2年3月11日までの間の35回の任意の取調べ
本件弁解録取	令和2年3月11日に原告島田を逮捕した直後の弁解録取

本件逮捕	本件各事件の逮捕
本件弁解録取書 2	一審原告らが本件記載箇所を「社長らと共謀して無許可で輸出した」という内容に書き換えたと主張する弁解録取書
本件亡相嶋メール	亡相嶋が一審原告大川原及び一審原告島田に宛てたメール
ダクト内	本件噴霧乾燥器 2 の排風機後にあるダクト
本件記載箇所	本件弁解録取書の「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき、」との箇所
本件弁解録取書	一審原告らが、本件弁解録取に先立ち、事前に一審原告大川原ら 3 名が共謀して本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出した旨記載したと主張する弁解録取書
本件弁解録取書 3	一審原告らが、本件記載箇所を削除して新たに作成したと主張する弁解録取書
弁解録取書①	警部補が最初に作成した弁解録取書
弁解録取書②	一審原告島田の求めに応じて再度作成した弁解録取書
弁解録取書ア	警部補が、一審原告島田が弁解録取書のドラフトの内容に納得したものと受け止め、その内容を弁解録取書の用紙に印字した弁解録取書
弁解録取書イ	弁解録取書アの内容から、本件記載箇所を削除した弁解録取書
第 1 事件	本件噴霧乾燥器 1 に係る事件

【法令等】

外為法	外国為替及び外国貿易法
国賠法	国家賠償法
本件省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づ

	き貨物又は技術を定める省令
本件要件ハ	本件省令2条の2第2項5号の2ハの「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」
ガイダンス	「輸出管理品目ガイダンス 生物兵器製造関連資機材」
本件要件ハの誤解釈	細菌が少しでも死ねば本件要件ハの「殺菌」といえるなどという解釈
A G	オーストラリア・グループ
本件通達	昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号・62貿局第322号「輸出貿易管理令の運用について」